

# 【書面申請版】

## 経営事項審査申請要領

(経営規模等評価等申請及び総合評定値請求)

### 【長崎県知事許可業者用】

#### 【留意点】

公共工事を元請として請け負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。

経営事項審査制度に係る申請を行うに当たっては、本申請要領に従い、記入漏れや記入間違いのないよう注意してください。申請書受理後は、原則として、申請内容の変更はできません。

虚偽申請を行った場合、建設業法第28条の規定に基づき監督処分の対象となるほか6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります(建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条)。

また、入札参加している国又は地方自治体等の判断により、資格取消・指名停止等になります。



長崎県土木部監理課

長崎県土木部監理課  
建設業指導班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL 095-894-3015 (直通)  
FAX 095-894-3460

## お知らせ

### 1. 申請方法について

原則電子申請システム（JCIP）により申請していただくこととしております。**デジタル庁が発行するGビズIDを取得後、JCIPより申請してください。**やむを得ない事情等により書面申請を希望の場合は別要領をご参照ください。

### 2. 審査日程の案内及び対面審査の廃止について

審査日程の案内等は行っておりませんので、申請に当たっては**経営事項審査結果の有効期間に十分ご注意ください。**

### 3. 手数料の納付方法が変わります（新設）

証紙の廃止に伴い、納付方法が変更されます。詳しくは県ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/keisin/693623.html>

### 4. 健康保険証の廃止による取扱い

健康保険証の取扱いとして、令和7年12月1日までの常勤性の確認資料として使用可能です。なお、以降の常勤性についてはその他でお示ししている資料と組み合わせてご提示いただくこととなりますのでご注意ください。

## 工事経歴書作成についての注意点

経営事項審査の受審は、事業年度終了報告書（決算変更届）及び経営状況分析の結果通知の提出が前提となっています。

経営事項審査では、契約書等を確認しますが、工事経歴書に誤った記載を行ったものが多く見受けられます。その場合、内容によっては経営事項審査は一旦保留となり、事業年度終了報告書の再提出や経営状況分析のやり直しを行った後に経審の受審を行うこととなります。このようなことから工事経歴書の作成にあたっては、十分注意してください。

また、経営事項審査には有効期間があります。期間が経過した場合には、有効な経審結果を受け取るまでは入札参加資格を失うこととなりますので注意してください。

○「工事経歴書」の作成にあたっては、契約書、工事台帳、作業日報などをよく確認して、正確に記載してください。

### 1 業種区分は正しく計上していますか？

施工した工事が、どの業種区分に当たるのか「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」を参考に適切な区分に計上してください。

また、土木一式、建築一式工事に専門工事が計上されていないか確認してください。

### 2 兼業事業は建設工事の完成工事高には計上できません。

兼業事業は、建設工事には該当しません。

#### 【兼業事業になるもの】

草刈り、雑木伐採

樹木せん定、

機械・設備等の保守・点検

側溝掃除

○不動産販売（土地・建売住宅の販売）

委託管理業務

部品の交換等

船舶の電気、内装作業等 など

# 《 目 次 》

経営事項審査制度 .....	1
経営事項審査の手続き .....	3
1 経営状況分析 .....	
・ 登録経営状況分析機関一覧 .....	5
2 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法 .....	6
(1)申請期間 (2)申請対象審査基準日 .....	6
(3)申請書の入手方法.....	6
(4)申請手続きの代理(5)提出書類 .....	6
(6)審査手数料 .....	1 0
(7)提出書類の綴り方 (8)その他 .....	1 1
3 審査結果 .....	1 2
4 再審査の申し立て .....	1 2
5 入札参加資格申請と経営事項審査 .....	1 2
提出書類の記入例及び記入要領 .....	
1 申請書の記入上の一般的注意事項 .....	1 3
2 経営事項審査申請書（様式第二十五号の十四） .....	1 4
・ 市町コ - ド表 .....	1 9
3 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一） .....	2 1
・ 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高の業種間積み上げについて .....	2 8
・ 工事経歴書（様式第二号）の作成（フロー及び記入例） .....	3 0
・ “ ” の記入要領と注意点（一式工事の考え方等） .....	3 4
・ 業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方 .....	3 9
・ 上下水道施設の業種区分一覧 .....	4 3
4 その他の審査項目（社会性等）（別紙三） .....	4 4
・ 経理処理の適正を確認した旨の書類の記載例 .....	6 0
5 技術職員名簿（別紙二） .....	6 5
・ 業種別技術職員コード表 .....	7 0
・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿の記載例 .....	7 4
・ 実務経験証明書（記入例及び記入要領） .....	7 5
・ 能力評価基準においてレベル判定された技術者（建設キャリアアップシステム） .....	7 7
特殊な経営事項審査の取扱い .....	7 9
申請書様式 .....	8 0
・ 審査手数料支払い申込書 .....	8 6
・ 経営事項審査「チェックリスト」 .....	8 8
その他 .....	
問い合わせ先等 .....	9 2

## 【お知らせ】

対面審査は終了しました。書面申請は郵送または持参（受付のみ）になります。

## 経営事項審査制度

### 1. 概要

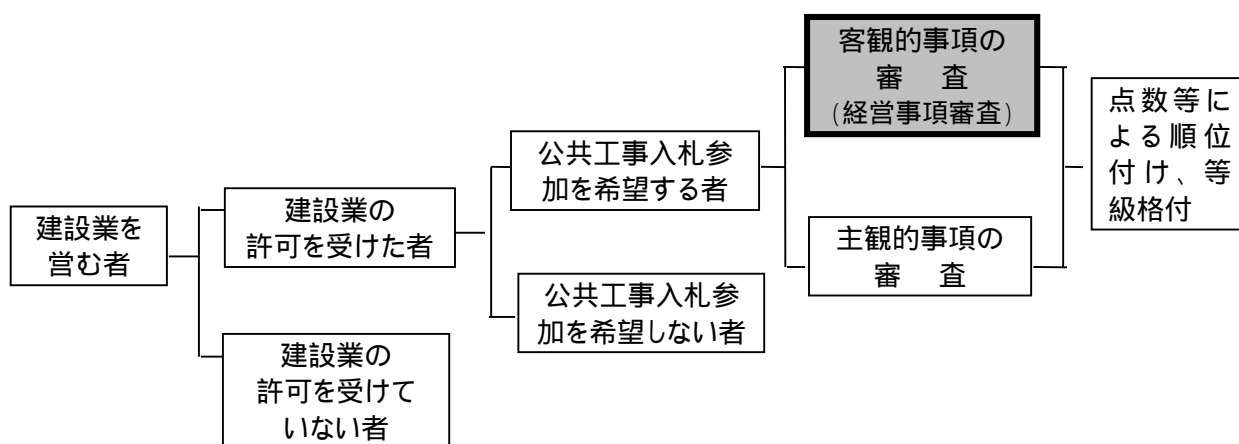
経営事項審査制度は、建設業者の信用、技術、施工能力等を客観的に評価する制度であり、建設業法において、公共工事を元請けとして請け負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。

したがって、民間工事のみを受注する業者（公共工事の入札参加希望をしない業者）は、経営事項審査を受ける必要はありません。

#### 建設業法第27条の23（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

### 【建設業者と経営事項審査の関係】



### 2. 経営事項審査申請の資格

長崎県に主たる営業所を有する長崎県知事許可業者。

ただし、申請時点で許可が失効していると申請できないので注意すること。

### 3. 経営事項審査項目及び総合評定値計算方法等

#### (1) 審査項目

(経営規模等評価) 許可行政庁が行う。

区 分	審査項目	審査庁
経営規模	X1	(許可行政庁) 長 崎 県
	X2	
技術力	Z	
その他の評価項目 (社会性等)	W	

(経営状況分析) 登録経営状況分析機関が行う。

区 分	審査項目	分析機関
経営状況分析	Y	登録経営状況 分 析 機 関

#### (2) 総合評定値(P)の請求及び算出方法

総合評定値は、許可行政庁が行う計算事務として位置づけられています。

算出方法は、(1)の経営規模等評価と経営状況分析の審査項目を点数化し、業種毎に以下の計算方法で求めます。

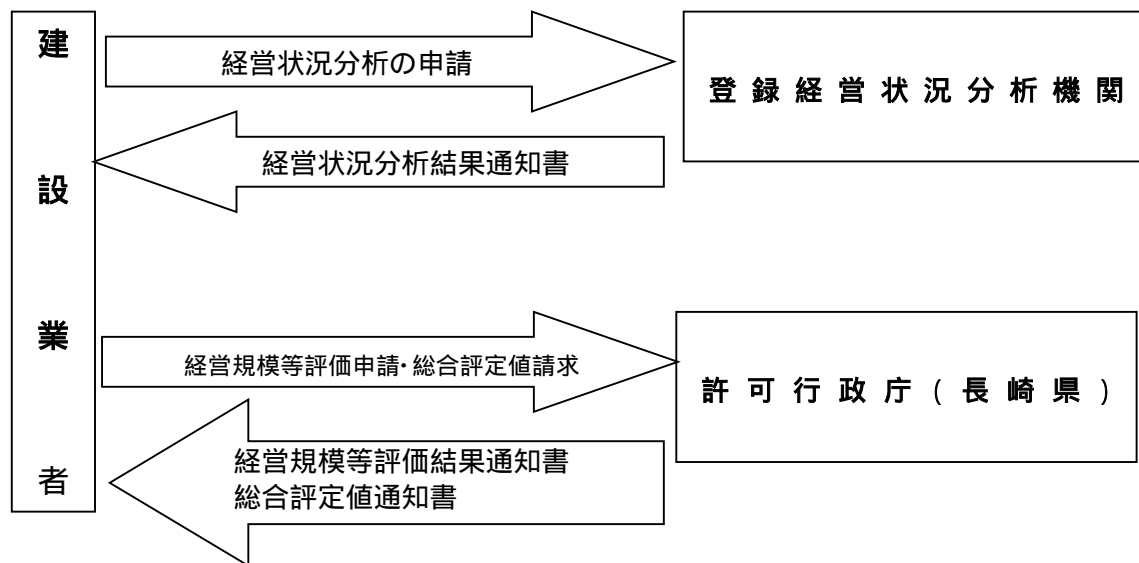
$$\text{総合評定値 ( P )} = 0.25 X 1 + 0.15 X 2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

## 経営事項審査の手続き

経営事項審査は、経営状況分析（財務内容の分析）を登録経営状況分析機関が、経営規模等評価（経営規模、技術力、その他の評価項目）と総合評定値の算定を長崎県が行います。

総合評定値（P）は、登録経営状況分析機関が行う経営状況分析結果と経営規模等評価の結果に基づき、許可行政庁である県が一定のルールで計算して求めた客観的な数値のことです。

経営事項審査を受けるにあたっては、まず登録経営状況分析機関に対して、経営状況分析の申請を行い、その結果通知書を受領しておくことが必要となります。



なお、“公共工事を請け負うことができる期間”（経営事項審査の有効期間）は、申請の時期に関わりなく審査基準日（通常決算日）から1年7ヶ月と定められていることから、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要です。（次ページ(図-1)参照）

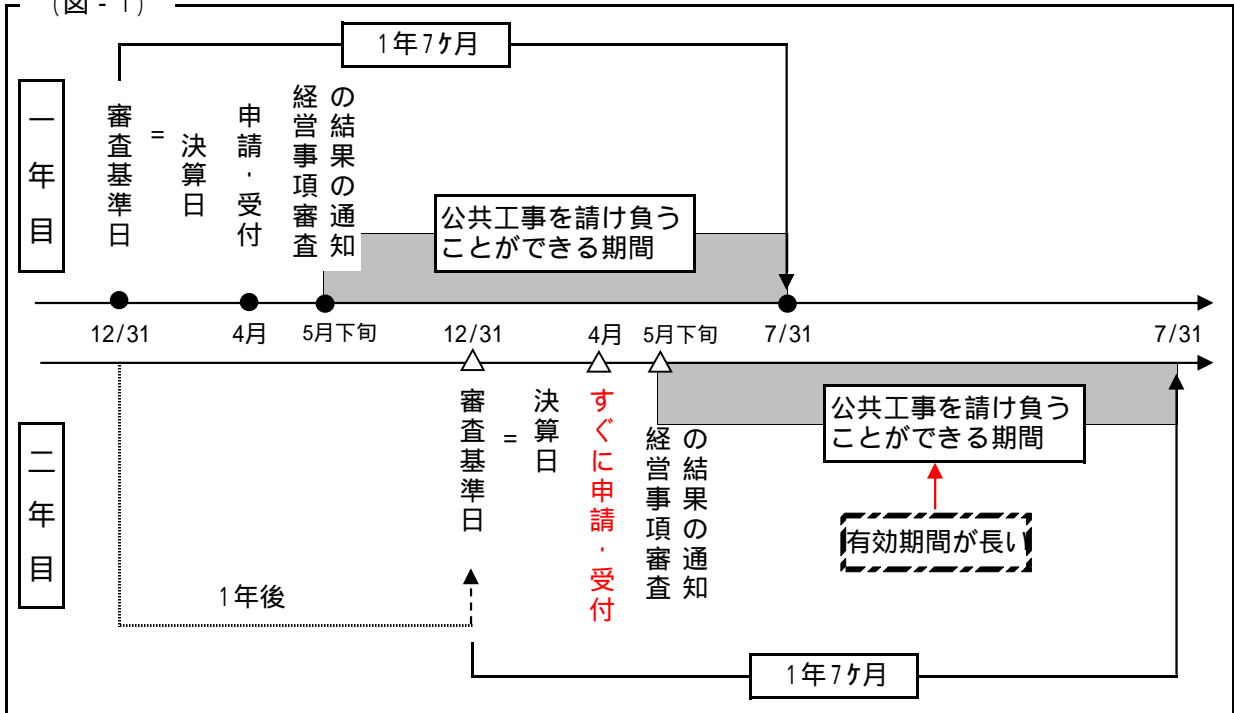
申請が遅れると結果通知が遅れ、その分だけ“公共工事を請け負うことができる期間”が短くなり、“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず切れ目ができて、“公共工事を請け負うことができない期間”ができてしまいます。（次ページ(図-2)参照）

そこで、このようなことが起こらないよう、定期的に且つ速やかに経営事項審査を受けるため、決算終了後すみやかに経営状況分析申請を行っておいください。

また、単に申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果の通知を受けていなければならないため、申請後結果の通知を受けるまでの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請を行う必要があります。

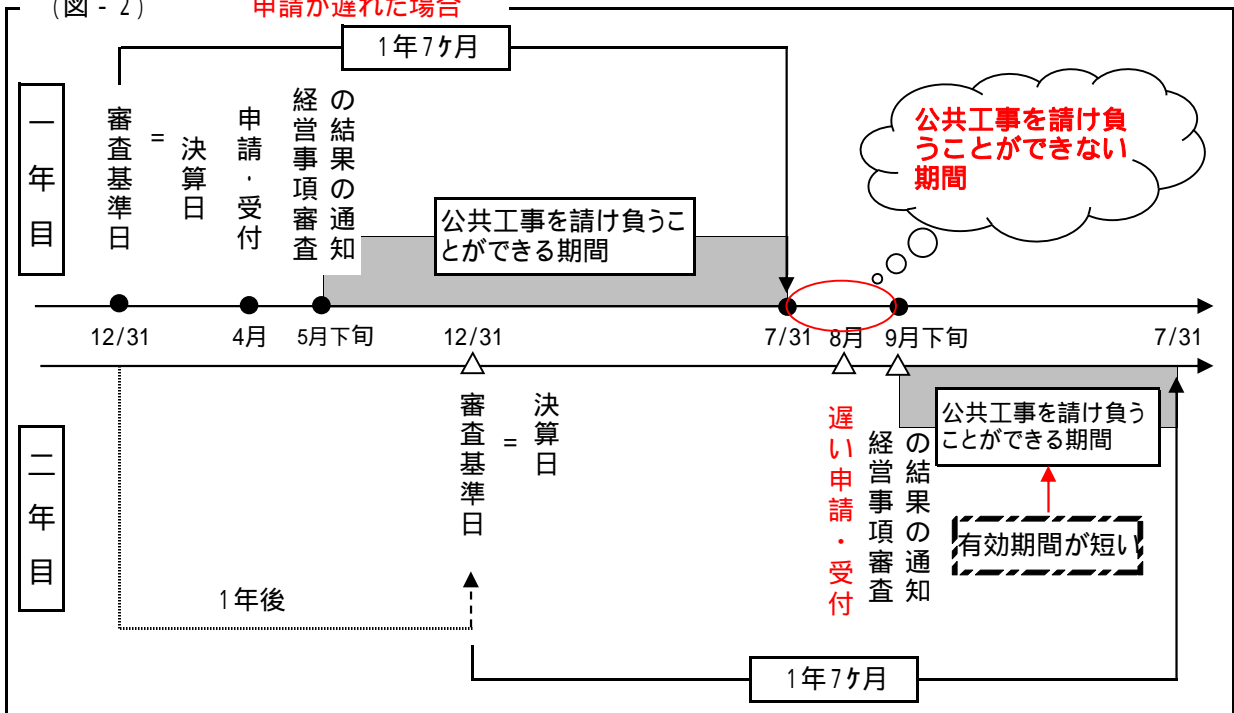
経営事項審査の有効期間が審査基準日から1年7ヶ月と定められていますので前年度経営事項審査を申請した者は、有効期間が切れないように注意してください。知事許可業者への結果の通知は、審査手数料の納付を受けた月の翌々月下旬までに通知します。有効期間が切れないようにするためには、決算終了後4か月を目安に申請してください。

(図 - 1)



(図 - 2)

申請が遅れた場合



## 1. 経営状況分析

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受付場所(事務所等)及び申請方法(郵送、持参等)</li> <li>(2) 審査期間(日時等)</li> <li>(3) 提出(添付)書類及び部数</li> <li>(4) 分析手数料</li> <li>(5) 申請書入手先 他</li> </ul> | } | <p>申請しようとする登録経営状況<br/>分析機関へお問い合わせ下さい。</p> |
|--|---|---|

国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関は次の一覧のとおりです。

登録 番号	登録経営状況分析機関一覧(名称、所在地等)
1	(一財)建設業情報管理センター 西日本支部 〒540-0005 大阪市中央区上町A-12 Tel : 06-6767-2803
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ 〒860-0078 熊本県熊本市中央区京町2-2-37 Tel : 096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株) 〒380-0815 長野県長野市田町2120-1 Tel : 026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター 〒850-0025 長崎県長崎市今博多町22 Tel : 095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1 Tel : 011-820-6111
8	(株)ネットコア 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24 Tel : 028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター 〒143-0015 東京都大田区大森西3-31-8 Tel : 03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株) 〒755-0036 山口県宇部市北琴芝1-6-10 Tel : 0836-38-3781
11	(株)NKB 〒802-0011 福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12 Tel : 093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター 〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-17-6 Tel : 042-505-7533

\* 今後、上記登録経営状況分析機関の他にも参入する可能性があります。  
最新の情報については国土交通省の「登録経営状況分析機関一覧」のホームページ  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000091.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html) をご参照ください。

経営状況分析及び経営規模等評価申請等に添付する財務諸表は、課税業者においては消費税及び地方消費税を抜いて作成すること。  
なお、免税事業者においては、消費税及び地方消費税込みで作成すること。

ワイズ公共データシステム(株)等のコンビニ受け取りサービスを利用の際は、必ずカラーで出力した原本を添付してください。



## 2. 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法

### (1) 申請期間

随時受付

長崎県建設工事入札参加資格審査申請の受付期間が10月から11月中で別に定める期間となっており、経営事項審査結果通知の添付が必須となっていることから、入札参加を希望される方はご留意ください。

合併、経営再建等の経営事項審査については、事前にご相談ください。

### (2) 申請対象審査基準日

決算日。新規に許可を取得した者で、決算日を一度も迎えていない場合は、下記のとおり。

- ・法人.....法人設立登記の日。　　・個人.....営業を開始した日。
- ・合併.....吸収合併の場合は合併期日。新設合併の場合は新設合併法人の設立登記の日。

**経営事項審査では、原則として申請をする日の直前の事業年度終了日(直前の決算日)が審査基準日となります。審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。**

### (3) 申請書の入手方法

長崎県土木部監理課建設業指導班のホームページからダウンロードすることができます。インターネット環境が無いなど、入手方法に制限がある方は、別途配布( )いたしますので長崎県土木部監理課までご連絡ください。

配送をご希望の場合は依頼文書(書式指定なし)に返信用封筒(切手貼付、返送先の住所要記入)を添えて長崎県土木部監理課までお送りください。

### (4) 申請手続きの代理

行政書士の方が代理申請を行う場合は、申請書類に委任状の原本を添付してください。

### (5) 提出書類

長崎県が指定するチェックリスト(要提出)をご参照ください。

# 経営事項審査提出書類チェックリスト

許可番号( )

申請者名( )

このチェックリストは、右のチェック欄にチェック(✓)を記載し、**必要書類とともに必ず提出してください。**

提出は本チェックリストを一番上にし、**チェックリスト掲載の順番に並べて**、書留でご郵送ください。

添付資料については県側で責任をもって処分しますので(原本)記載がないものは写しをお送りください。

[新規・継続等の区分] **新規(又は前事業年度未受審)** ・ **継続(前事業年度で受審済)**  
**いずれかを「○」で囲んでください。**

[手数料納付方法] **県収入証紙(R7.3まで)** ・ **それ以外(手数料支払申込書を必ず提出)**  
**いずれかを「○」で囲んでください。**

	書類名称	確認項目	チェック欄
<b>(1) 申請書関係(共通)</b>			
1	経営規模等評価申請書及び総合評価値請求書 (申請書・請求書、別紙1、別紙2、別紙3)		
2	手数料証紙(証紙)貼り付け書 <b>(R7.3まで)</b>	審査対象業種数と貼付印紙金額が合致しているか。	
3	経営状況分析結果通知書(原本)	当該年度の審査基準日のものか確認	
4	「審査基準日を含む決算期の売上高に課税された消費税及び地方消費税の額及びその納付額が記載された消費税及び地方消費税の納税証明書(その1)」		
5	消費税及び地方消費税確定申告書の控		
<b>(2) 申請書関係 根拠資料(必須)</b>			
6	建設業許可通知書又は証明書(申請日現在有効なもの)	現在、自社が持っている業種が確認できるようにする。	
7	許可取消通知書(一部廃業をおこなっている場合)		
8	法人番号指定通知書又は「法人番号公表サイト」で申請者の法人番号を印刷したもの		
<b>(3) 完成工事高関係 根拠資料(必須)</b>			
9	工事経歴書(様式第2号)(写)	決算変更届で提出したものと同じものを提出	
10	直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)(写)	<b>新規の場合は記載対象全ての年度分</b>	
11	工事請負契約書、注文書、請書、請求書等 長崎県発注の500万円以上の工事については工事成績評価通知書	各工事毎に工事経歴書に記載しているものについて上位3件 必要に応じて追加資料を求める場合があります。 契約書等の右上に業種・工事経歴書記載順に番号を記入してください。例:土-1、土-2など	
<b>(4) その他(社会性)関係 根拠資料[該当するもののみ]</b>			
12	[項番41]雇用保険 下記のいずれかの書類 事業所別被保険者台帳照会 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) 労働概算保険・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書 適用除外の場合はその理由 役員のみ 事業主(又はその家族従業員)のみ その他( )	常勤の技術者(技術職員名簿に掲載した者のみ)がわかるようにしてください。 蛍光ペンで名前を縫っておく、○印を記載するなど	
13	[項番42・43]健康保険及び厚生年金保険 下記のいずれかの書類 保険料の納入に係る領収書の写し又は納入証明書の写し 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 標準報酬決定通知書(通知日が審査基準日以前のもの) 適用除外の場合はその理由 建設国保に加入(加入証明書及び健康保険被保険者の適用除外の承認を受けていることを証明する書類) 常勤の従業員数が4名以下 その他( )		
14	[項番44]建退共 建設業退職金共済事業加入・履行証明書		

	書類名称	確認項目	チェック欄
15	<p>[項番45]退職一時金制度若しくは企業年金制度 次のいずれかの書類 [退職一時金] 労働基準監督の届出印のある就業規則又は労働協約 中小企業退職金共済制度の加入証明書又は共済契約書等 特定退職金共済制度の加入証明書又は共済契約書等</p> <p>[企業年金] 厚生年金基金加入証明書 適格退職金年金契約書 確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証する書類 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証する書類 資産管理運用機関との間の契約書</p>		
16	<p>[項番46]法定外労働災害補償制度 次のいずれかの書類 (公財)建設業福祉共済団加入証明書 (一社)全国建設業労災互助会加入証明書 全日本火災共済協同組合連合会加入証明書 (一社)全国労働保険事務組合連合会(労働災害補償制度)加入証明書 労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証書、加入証明書等 保険会社の場合は、保険証券、保険約款、保険加入証明書</p>		
17	<p>[項番47・48]若年の技術者等 若年技術者が新規に技術職員となったことが確認できる書類(前回の技術職員名簿等)</p>		
18	<p>[項番49]CPD単位取得数 CPD認定団体によるCPD単位取得証明書 技術者に係る、検定若しくは試験の合格証その他資格を証明する書面の写し 長崎県独自様式 CPD単位取得数等計算表</p>		
19	<p>[項番50]技能レベル向上者数 能力評価(レベル判定)結果通知書 技能者の氏名、生年月日、職種、社会保険等加入状況が記載された施工体制台帳の作業員名簿 長崎県独自様式 技能レベル向上者数計算表</p>		
20	<p>[項番51]女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 くるみん認定証の写し</p>		
21	<p>[項番52]次世代育成支援対策推進法に基づく認定 くるみん認定証の写し</p>		
22	<p>[項番53]青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ユースエール認定証の写し</p>		
23	<p>[項番54]就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(CCUSへの取り組み) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)(押印不要)</p>		
24	<p>[項番55]営業年数 次のいずれかの書類 初めて許可(登録)を受けた時点の建設業許可通知書又は許可証明書 許可申請書に添付した「営業の沿革」(様式第20号)</p>		
25	<p>[項番56]民事再生・会社更生手続 民事再生・会社更生手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面</p>		
26	<p>[項番57]防災協定 次のいずれかの書類 防災協定書(建設業者が単独で協定を締結している場合) 防災協定締結団体(建設業の組合等)が発行する証明書 (建設業者の加入団体が協定を締結している場合)</p>		
27	<p>[項番60]監査の受審状況 (1)有価証券報告書若しくは監査証明書 (2)会計参与報告書 (3)経理処理の適正を確認した旨の書類</p>		
28	<p>[項番61・62]公認会計士等 [公認会計士等の数] 該当の資格を証明する書類(一級建設業経理事務士等) [二級登録経理試験合格者の数] 二級建設業経理事務士合格証書 登録経理講習の受講を証明する書面</p>		
29	<p>[項番63]研究開発費 注記表(建設業法施行規則別記様式第17号の2)</p>		

	書類名称	確認項目	チェック欄
30	[項番64]建設機械の保有状況 建設機械の売買契約書(販売証明書)又はリース契約書 次のいずれかの書類 特定自主検査記録表等(検査日が審査基準日以前1年以内のもの) 移動式クレーン検査書(審査基準日が有効期間内にあるもの) 自動車検査証(審査基準日が有効期間内にあるもの)		
31	[項番65]エコアクション21の認証 エコアクション21の認証を証明する書類		
32	[項番66・67]ISO ISO9001、14001の審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)、 付属書		
<b>(5)技術者名簿関係 根拠資料(必須)</b>			
33	[技術職員名簿]  技術職員の資格者証 (登録基幹技能者講習修了証、実務経験証明書及び卒業証明書含む) 前回提出した技術職員名簿 長崎県独自様式 技術者資格要件確認表 該当がある場合のみ  [技術職員の常時雇用及び恒常的雇用を確認する書類] 役員を含む全職員の給与台帳(写) (職員の受領印のあるもので、審査基準日直前の12月分) 出勤簿及び源泉徴収票(写) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 事業所別被保険者台帳照会  [継続雇用制度の適用] 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号) 常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた 労働基準監督署の受付印のある就業規則		

(6) 審査手数料

納 付 先	金 額	納 付 方 法
長 崎 県 知 事	経営規模等評価申請 8,100円に審査対象1業種につき、 2,300円を加算した額の合計額 経営規模等評価申請及び総合評 定値請求 の申請に登録機関の行う経営状 況分析を加えて算出した総合評 定値の請求400円に審査対象1業種 につき、200円を加算した額の合計 額	長崎県証紙を手数料印紙(証紙) )貼り付け書に貼り付けて、審 査時に提出

手数料早見表

申請業種	金 額 (円)	申請業種	金 額 (円)	申請業種	金 額 (円)
1	11,000(10,400)	11	36,000(33,400)	21	61,000(56,400)
2	13,500(12,700)	12	38,500(35,700)	22	63,500(58,700)
3	16,000(15,000)	13	41,000(38,000)	23	66,000(61,000)
4	18,500(17,300)	14	43,500(40,300)	24	68,500(63,300)
5	21,000(19,600)	15	46,000(42,600)	25	71,000(65,600)
6	23,500(21,900)	16	48,500(44,900)	26	73,500(67,900)
7	26,000(24,200)	17	51,000(47,200)	27	76,000(70,200)
8	28,500(26,500)	18	53,500(49,500)	28	78,500(72,500)
9	31,000(28,800)	19	56,000(51,800)	29	81,000(74,800)
10	33,500(31,100)	20	58,500(54,100)		

- ・総合評定値の請求を併せて行う場合は( )外の額。
- ・( )内は、経営規模等評価のみを受ける場合。

計算方法

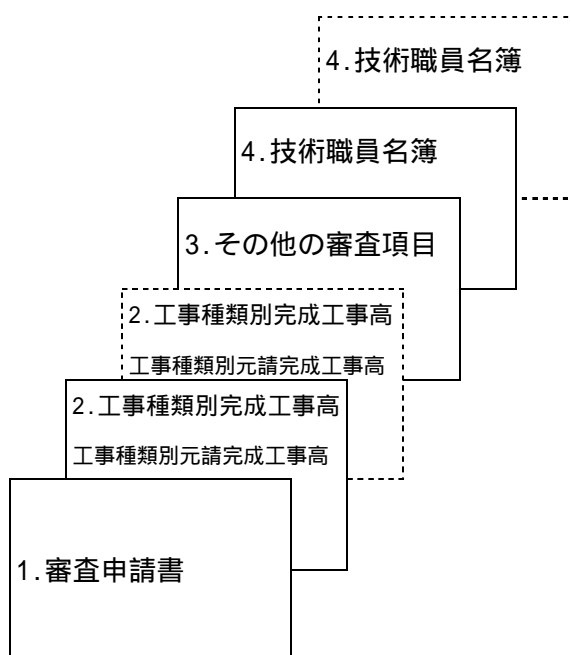
経営規模等評価申請のみ

$$8,100円 + (2,300円 \times \text{業種数})$$

経営規模等評価及び総合評定値

$$(8,100円 + 400円) + [(2,300円 + 200円) \times \text{業種数}]$$

### (7) 提出書類の綴り方



根拠資料についてはチェックリスト指定の(2)~(5)を項目ごとにクリップ止めて順番に封入する。

5. 手数料印紙(証紙)貼り付け書(1部)  
又は  
審査手数料支払申込書

6. 経営状況分析結果通知(正本1部)

**証紙はR7.3まで**

綴じ込まない。

### (8) その他(補正対応について)

補正対応については原則FAXで行うこととし、必要に応じて電話でヒアリングを行います。ただし、補正が必要な資料や未添付資料が多い場合、原本提出が必要な場合などは郵送(申請者負担)での提出を指示する場合があります。審査結果通知の遅延につながる恐れがあることから、申請書類については十分ご注意ください。

### 3 . 審査結果

#### (1) 経営状況分析結果通知

登録経営状況分析機関は、経営状況の分析を行ったときは分析結果に係る数値を当該申請者に対して「経営状況分析結果通知書」をもって通知します。この結果通知（正本1部）を、県に提出してください。

#### (2) 経営規模等評価結果通知（及び総合評定値通知）

長崎県知事は、上記経営状況分析結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、国土交通省令で定めるところにより算出した経営事項審査に係る総合的な評定結果（数値）を求め、その結果を申請者に対して、「経営規模等評価結果通知書（及び総合評定値通知書）」をもって通知します。

ただし、経営規模等評価のみの申請を行った場合は、当該結果のみの通知となります。

**結果通知は、申請を受け付けた月の翌々月下旬までに行います。（但し、補正対応の状況に応じ遅延する場合がありますのでご注意ください。）**

### 4 . 再審査の申し立て

行政庁等の誤り等により、経営規模等評価結果通知書の内容が申請内容と異なる場合、当該経営規模等評価を行った長崎県知事に対して審査の結果の通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。また、経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、改正前に旧評価方法による評価結果の通知を受けた者は、改正の日から120日以内に限り、当該改正についての再審査を申し立てることができます。

（建設業法第27条の28、建設業法施行規則第20条）

**なお、審査後、申請者側による記載間違いや記入漏れ、又は審査日当日に申請に必要な提示書類（確認資料等）を提示しなかったことによる内容認否等、申請者の責に帰するものについては、再審査を申し立てることはできません。**

経営状況分析の結果については、登録経営状況分析機関が責を負うこととなっていますので、再審査の対象は県が行う経営規模等評価のみとなります。

### 5 . 入札参加資格申請と経営事項審査

建設業者が公共工事発注機関に対して公共工事入札参加資格申請をするにあたり、長崎県知事が発行した経営規模等結果通知書及び総合評定値通知書の提出を求められる事があります。

したがって、当該通知書は大切に保存してください。

# 提出書類の記入例及び記入要領

## 1. 申請書の記入上の一般的注意事項

- (1) 各申請書は、ボールペン等で記入すること(消せるボールペン不可。パソコン等による入力可)。  
なお、副本(申請者控)分はコピーも可とする。
- (2) 各申請書の                    で表示された枠内(以下「カラム」という。)に記入する場合は1枠に1文字ずつ丁寧に、かつ、枠からはみ出さないように記入すること。
- (3) 各申請書の右上「申請者」の欄には、所在地、商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を記入すること。
- (4) 申請者に代わって行政書士が業務により申請手続等を行う場合は、経営規模等評価等の申請書の「申請者」の欄に申請者及び当該行政書士名の記名をし、申請者からの委任状を添付すること。



## 2. 経営規模等評価申請書（様式第二十五号の十四）

### 記入例

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

この場所にあった、行政庁記入欄は令和5年1月1日から削除になりました。

申請時点の所在地、商号、名称、代表者を記入する（項番7～15も同じ）

(用紙A4)  
2 0 0 0 1

### 経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

行政書士による代理申請の場合は記名が必要

令和××年 9月 17日

申請時点で有効な許可年月日が複数ある場合「最も古いもの」を記入する

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要な箇所は - で消すこと

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記入しないこと

地方整備局長  
北海道開発局長  
長崎県 知事 殿

申請代理人

長崎市五島町 -  
行政書士 諫早 二郎

申請者

長崎市尾上町3 - 1  
(株)長崎組  
代表取締役 長崎 太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 00 年 00 月 00 日	00	00000000
申請時番号	02	大臣知事コード 42	国土交通大臣知事許可(般-001)第001234号	令和××年05月15日
前回の申請番号	03	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可(特- )第 号	令和 年 月 日
審査基準日	04	令和××年03月31日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
資本金額又は出資総額	07	1 (1.法人) (2.個人)	5000 (千円)	法人番号 1234567891234
商号又は名称のフリガナ	08	ナガサキグミ		
商号又は名称	09	(株)長崎組		
代表者又は個人のフリガナ	10	ナガサキ タロウ		
代表者又は個人の氏名	11	長崎 太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	42201		
主たる営業所の所在地	13	尾上町3-1		
郵便番号	14	850-0861	電話番号	095-894-3015
許可を受けている建設業	15	12112111111111111111		
経営規模等評価対象建設業	16	99999999999999999999		

申請する業種に「9」を記入する

申請日時点で有効な許可業種全てを記入する 一般の場合「1」、特定の場合「2」

「2期平均」で申請する場合は、右欄に記載した自己資本額の平均を記入する  
その場合、千円未満の端数は切り捨てる

2期平均で申請する場合のみ記入する  
(千円未満の端数は切り捨てて表示する)

自己資本額 項番 12 14 19  
1 7 4 0 0 0 (千円) 22 (1.基準決算 2.2期平均)

基準決算	3 0 0 0 (千円)
直前の審査基準日	5 0 0 0 (千円)

利益額の2期平均を記入する  
(千円未満の端数は切り捨てる)

利益額 (2期平均) 12 14 19  
1 8 8 8 0 5 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益)  
= 営業利益+減価償却実施額

別紙2「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数と一致する。

技術職員数 12 14  
1 9 4 (人)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益	6 8 9 0 (千円)	7 8 9 0 (千円)
減価償却実施額	1 3 2 0 (千円)	1 5 1 0 (千円)

登録経営状況分析機関番号 12 14  
2 0 0 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称

センター

経営状況分析結果通知書、右上に記載されている経営状況分析機関の登録番号を記載すること

【法人の場合】  
規則別記様式16の損益計算書の営業利益の額と、法人税申告書別表16(1)(旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)に記載の減価償却額の実施額により記入する。(千円未満の端数は切り捨てる)  
【個人の場合】  
規則別記様式19の損益計算書の営業利益の額と、所得税青色申告決算書又は収支内訳書に記載の減価償却費等により記入する(千円未満の端数は切り捨てる)

決算期が12ヶ月に満たない場合の計算方法は完成工事高と同じ(按分した額を記入する。)

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 総務課 氏名 山田 花子 電話番号 095-894-3015  
ファックス番号 095-894-3460

この申請書又は添付書類を作成した者、その他この申請書の内容に係る質問等に回答できる者の所属、氏名、電話番号、ファックス番号を記入する

## [ 経営規模等評価申請書（様式二十五号の十四）の記入要領と注意点 ]

「申請者」欄	<p>この申請書により経営規模等評価の申請等を行おうとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は添付書類（建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げるもの）を作成した者（財務書類を調整した者等も含む）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。</p> <p>この場合、委任状（申請に係る権限を有することを証する書面）の原本を添付すること</p>												
項番 01	「行政庁側記入欄」は空欄とする。（県で記入する）												
項番 02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣・知事コードのカラムは、長崎県知事コード“42”を記入する。</li> <li>・「国土交通大臣・知事」及び「般・特」については不要なものを横線「-」で消す。</li> <li>・カラムに数字を記入する際は、右詰で、空位のカラムに「0」を記入する。</li> <li>・許可年月日欄は申請時点で有効な許可で許可年月日が最も古いものを記入する。</li> </ul>												
項番 03	<p>この欄は下記例の場合のみ記入する。</p> <p>大臣許可から知事許可に変わった場合</p> <p>長崎県外の知事許可から長崎県内の知事許可に変わった場合</p> <p>更新又は般・特新規の場合で、般・特の区分又は年度区分のみの変更で許可番号に変更がない場合は記入の必要はない。</p>												
項番 04	<p>「審査基準日」の欄は、審査申請日の直前の事業年度の終了日を記入し、例えば審査基準日が令和〇×年5月31日であれば、〇×年05月31日のように、カラムに数字を記入する際、空位のカラムに「0」を記入する。</p> <p>新規の許可取得等で、決算日を一度も迎えていない場合等のケースについては〔特殊なケースにおけるコードについて〕により記入してください。</p>												
項番 05	<p>「申請等の区分」の欄には、下記の表により該当するコードを記入する。</p> <table border="1" data-bbox="320 1305 1214 1581"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>申請等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>経営規模等評価の申請</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>総合評定値の請求</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>経営規模等評価の再審査の申立</td> </tr> </tbody> </table> <p>「1」…長崎県や国及び市町村等に入札参加申請する場合。</p> <p>「2」…経営規模等評価の申請のみを希望する場合。</p> <p style="padding-left: 40px;">この場合、総合評定値が通知されません。</p> <p>「3」…総合評定値の請求のみを希望する場合。</p> <p style="padding-left: 40px;">事前に「経営規模等評価結果通知書」及び「経営状況分析結果通知書」を受領しておくことが必要です。</p> <p>コードによって、手数料（証紙代）が異なります。「手数料早見表」をご参照ください。</p>	コード	申請等の種類	1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求	2	経営規模等評価の申請	3	総合評定値の請求	4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求	5	経営規模等評価の再審査の申立
コード	申請等の種類												
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求												
2	経営規模等評価の申請												
3	総合評定値の請求												
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求												
5	経営規模等評価の再審査の申立												

項番 06

「処理の区分」の欄の左欄には、下記の表により該当するコードを記入する。

コード	処 理 の 種 類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例：組織、決算期等に変更がない場合)
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度、 その他12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例：決算期を変更した場合等)
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例：新規設立で最初の決算を審査基準日とする場合)
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例：会社設立時で受ける場合)

12ヶ月決算で、決算期を変更した等の特殊事情がなければ、左の2マスに「00」と記入し、右は空白のままにする。

また、処理の区分の右欄は、下記の別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い該当するコードを記入すること。

なお、特殊な審査基準日と処理区分については次頁の「特殊なケースにおけるコードについて」の表を参照してください。

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続き開始の申立て、民事再生手続き開始の申立て又は特定調停手続き開始の申立が行われた場合で会社更生手続き開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続き開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続き開始決定日、民事再生手続き開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続き開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属する者として認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属する者として認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

〔特殊なケースにおけるコードについて〕				
	ケ ー ス	最初の決算 (*のケースでは2 期目以降の決算)	審査基準日	処理の区分 (左) (右)
1	個人業者が事業開始後、新規に許可取得	未到来	個人開業日	0 4 2 0
2	〃	到来	直前の決算日	*1 0 3 (空白)
3	個人業者が法人に改編 (個人の時経審を受けており、一定の要件を満たして、当該経審の完工高通算を認められた者で、代表者不変の場合に限る)	法人決算未到来	法人設立日	0 2 (空白)
4	〃	法人決算到来	直前の決算日	*1 0 2 (空白)
5	個人業者が事業継承 (一定の要件を満たして、相続やいわゆる代替わりを認められた者。継承前の個人が経審を受けている場合に限る)	未到来	継承後の個人開業日	0 2 (空白)
6	〃	到来	直前の決算日	*1 0 2 (空白)
7	法人で新規設立後、新規に許可取得	法人決算未到来	法人設立日	0 4 2 0
8	〃	法人決算到来	直前の決算日	*1 0 3 (空白)
9	決算期変更	到来	直前の決算日	*2 0 2 (空白)
<p>(注) *1 2, 4, 6, 8で最初の決算が12ヶ月の場合(左)00(右)(空白)となります。</p> <p>*2 「決算期変更」の場合、<u>理由によっては右欄のコード記入が必要になる</u>場合があります。</p>				
項番 07	<p>・「法人又は個人の別」の欄には、申請者が法人の場合は「1」、個人の場合は「2」と記入する。</p> <p>・「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては、資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。</p> <p>・「法人番号」の欄は、国税庁から指定された法人番号(13桁)を記入すること。個人の場合は記入しない。</p>			
項番 08	<p>「商号又は名称のフリガナ」の欄は、<u>カタカナ</u>で記入する。その際、<u>濁点及び半濁点は1文字としない</u>。例えば「ガ」又は「パ」のように濁点等がついた文字は、<u>1文字で記入する</u>。</p> <p>なお、「株式会社」等法人の種類を現す文字については、<u>フリガナは記載しない</u>。</p>			
項番 09	<p>「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字は次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後に記入。( )もそれぞれ1文字として記入</p> <p>株式会社=(株) 特例有限会社=(有) 合資会社=(資) 合名会社=(名)</p> <p>合同会社=(合) 協同組合=(同) 協業組合=(業) 企業組合=(企)</p>			

項番 10	「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、 <b>カタカナ</b> で記入する。姓と名の間は1マスあけること。その際、 <b>濁点及び半濁点は1文字としない。</b> （項番08と同じ）																														
項番 11	「代表者又は個人の氏名」の欄の、姓と名の間は1マスあける。																														
項番 12	<p>「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄には、市町コード表の該当するコードを記入する。</p> <p>[市町コード表]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>長崎振興局管内</th> <th>県北振興局管内</th> <th>五島振興局管内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42201 長崎市 42307 西彼杵郡長与町 42308 " 時津町</td> <td>42202 佐世保市 42321 東彼杵郡東彼杵町 42322 " 川棚町 42323 " 波佐見町 42383 北松浦郡小値賀町 42391 " 佐々町</td> <td>42211 五島市</td> </tr> <tr> <td>大瀬戸土木維持管理事務所管内</td> <td></td> <td>五島振興局上五島支所管内</td> </tr> <tr> <td>42212 西海市</td> <td></td> <td>42411 南松浦郡新上五島町</td> </tr> <tr> <th>県央振興局管内</th> <td></td> <th>吉岐振興局管内</th> </tr> <tr> <td>42204 諫早市 42205 大村市</td> <td></td> <td>42210 吉崎市</td> </tr> <tr> <th>島原振興局管内</th> <th>田平土木維持管理事務所管内</th> <th>対馬振興局管内</th> </tr> <tr> <td>42203 島原市 42213 雲仙市 42214 南島原市</td> <td>42207 平戸市 42208 松浦市</td> <td>42209 対馬市</td> </tr> </tbody> </table>	長崎振興局管内	県北振興局管内	五島振興局管内	42201 長崎市 42307 西彼杵郡長与町 42308 " 時津町	42202 佐世保市 42321 東彼杵郡東彼杵町 42322 " 川棚町 42323 " 波佐見町 42383 北松浦郡小値賀町 42391 " 佐々町	42211 五島市	大瀬戸土木維持管理事務所管内		五島振興局上五島支所管内	42212 西海市		42411 南松浦郡新上五島町	県央振興局管内		吉岐振興局管内	42204 諫早市 42205 大村市		42210 吉崎市	島原振興局管内	田平土木維持管理事務所管内	対馬振興局管内	42203 島原市 42213 雲仙市 42214 南島原市	42207 平戸市 42208 松浦市	42209 対馬市						
長崎振興局管内	県北振興局管内	五島振興局管内																													
42201 長崎市 42307 西彼杵郡長与町 42308 " 時津町	42202 佐世保市 42321 東彼杵郡東彼杵町 42322 " 川棚町 42323 " 波佐見町 42383 北松浦郡小値賀町 42391 " 佐々町	42211 五島市																													
大瀬戸土木維持管理事務所管内		五島振興局上五島支所管内																													
42212 西海市		42411 南松浦郡新上五島町																													
県央振興局管内		吉岐振興局管内																													
42204 諫早市 42205 大村市		42210 吉崎市																													
島原振興局管内	田平土木維持管理事務所管内	対馬振興局管内																													
42203 島原市 42213 雲仙市 42214 南島原市	42207 平戸市 42208 松浦市	42209 対馬市																													
項番 13	「主たる営業所の所在地」の欄には、項番12で記載した <b>市区町村コードに続く住所</b> を記入する。「丁目」「番」「号」は「-（ハイフン）」を用いて記入する。																														
項番 14	「郵便番号」の欄には、郵便番号を記入。「電話番号」の欄には、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切り、 <b>左詰め</b> で記入する。																														
項番 15	<p>「許可を受けている建設業」の欄は、<b>申請日時点で有している許可業種</b>について一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラーに記入する。</p> <p>申請日時点で廃業している業種については記入しない。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>土 木 工 事 業 (土)</td> <td>ガ ラ ス 工 事 業 (ガ)</td> </tr> <tr> <td>建 築 工 事 業 (建)</td> <td>塗 装 工 事 業 (塗)</td> </tr> <tr> <td>大 工 工 事 業 (大)</td> <td>防 水 工 事 業 (防)</td> </tr> <tr> <td>左 官 工 事 業 (左)</td> <td>内 装 仕 上 工 事 業 (内)</td> </tr> <tr> <td>と び ・ 土 工 工 事 業 (と)</td> <td>機 械 器 具 設 置 工 事 業 (機)</td> </tr> <tr> <td>石 工 事 業 (石)</td> <td>熱 絶 縁 工 事 業 (絶)</td> </tr> <tr> <td>屋 根 工 事 業 (屋)</td> <td>電 気 通 信 工 事 業 (通)</td> </tr> <tr> <td>電 気 工 事 業 (電)</td> <td>造 園 工 事 業 (園)</td> </tr> <tr> <td>管 工 事 業 (管)</td> <td>さ く 井 工 事 業 (井)</td> </tr> <tr> <td>タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)</td> <td>建 具 工 事 業 (具)</td> </tr> <tr> <td>鋼 構 造 物 工 事 業 (鋼)</td> <td>水 道 施 設 工 事 業 (水)</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工 事 業 (筋)</td> <td>消 防 施 設 工 事 業 (消)</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事 業 (舗)</td> <td>清 掃 施 設 工 事 業 (清)</td> </tr> <tr> <td>し ゅ ん せ つ 工 事 業 (しゅ)</td> <td>解 体 工 事 業 (解)</td> </tr> <tr> <td>板 金 工 事 業 (板)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	土 木 工 事 業 (土)	ガ ラ ス 工 事 業 (ガ)	建 築 工 事 業 (建)	塗 装 工 事 業 (塗)	大 工 工 事 業 (大)	防 水 工 事 業 (防)	左 官 工 事 業 (左)	内 装 仕 上 工 事 業 (内)	と び ・ 土 工 工 事 業 (と)	機 械 器 具 設 置 工 事 業 (機)	石 工 事 業 (石)	熱 絶 縁 工 事 業 (絶)	屋 根 工 事 業 (屋)	電 気 通 信 工 事 業 (通)	電 気 工 事 業 (電)	造 園 工 事 業 (園)	管 工 事 業 (管)	さ く 井 工 事 業 (井)	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	建 具 工 事 業 (具)	鋼 構 造 物 工 事 業 (鋼)	水 道 施 設 工 事 業 (水)	鉄 筋 工 事 業 (筋)	消 防 施 設 工 事 業 (消)	舗 装 工 事 業 (舗)	清 掃 施 設 工 事 業 (清)	し ゅ ん せ つ 工 事 業 (しゅ)	解 体 工 事 業 (解)	板 金 工 事 業 (板)	
土 木 工 事 業 (土)	ガ ラ ス 工 事 業 (ガ)																														
建 築 工 事 業 (建)	塗 装 工 事 業 (塗)																														
大 工 工 事 業 (大)	防 水 工 事 業 (防)																														
左 官 工 事 業 (左)	内 装 仕 上 工 事 業 (内)																														
と び ・ 土 工 工 事 業 (と)	機 械 器 具 設 置 工 事 業 (機)																														
石 工 事 業 (石)	熱 絶 縁 工 事 業 (絶)																														
屋 根 工 事 業 (屋)	電 気 通 信 工 事 業 (通)																														
電 気 工 事 業 (電)	造 園 工 事 業 (園)																														
管 工 事 業 (管)	さ く 井 工 事 業 (井)																														
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	建 具 工 事 業 (具)																														
鋼 構 造 物 工 事 業 (鋼)	水 道 施 設 工 事 業 (水)																														
鉄 筋 工 事 業 (筋)	消 防 施 設 工 事 業 (消)																														
舗 装 工 事 業 (舗)	清 掃 施 設 工 事 業 (清)																														
し ゅ ん せ つ 工 事 業 (しゅ)	解 体 工 事 業 (解)																														
板 金 工 事 業 (板)																															

	<p><b>項番8～15の提示（確認）書類：</b>申請日時点で有効な許可通知書や、経営状況分析結果通知書等の内容と申請内容(会社名、代表者、主たる営業所の所在地等)に相違がある場合、当該内容の変更が確認できる変更届の控え(写し)が必要。</p>
項番 16	<p>「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、許可を受けている建設業（項番15）のうち<b>経営規模等評価等を受けようとする業種のカラムに「9」と記入すること。</b></p> <p><b>総合評定値のみの請求</b>を行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業について、カラムに<b>「9」と記入する。</b></p>
項番 17	<p>「自己資本額」の欄は、「審査対象」を「<b>1.基準決算</b>」で申請するのであれば、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額を記入する。</p> <p>「審査対象」を「<b>2.2期平均</b>」で申請するのであれば、基準決算及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額の平均の額を記入する。その際、千円未満の端数は切り捨てて表示すること。</p> <p>また、「2.2期平均」を選択した場合は、右表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入する。その際、千円未満の端数は切り捨てて表示すること。</p> <p>自己資本額は次の計算で算出される。</p> <p><b>法人：</b>純資産合計</p> <p><b>個人：</b>期首資本金 + 事業主借勘定 + 事業主利益 - 事業主貸勘定 + (利益留保性の引当金及び準備金)</p>
項番 18	<p>「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額および減価償却実施額をそれぞれ記入すること。</p> <p>記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。</p>
項番 19	<p>「技術職員数」の欄は、別紙二「技術職員名簿」で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。</p>
項番 20	<p>「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた機関の登録番号を記入する。「経営状況分析結果通知書」の右上に記載されている番号となる。</p> <p>(参考：「登録経営状況分析機関一覧」)</p> <p>数字は右詰で記入し、<b>空位のカラムには「0」を記入する。</b></p> <p>「経営状況分析を受けた機関の名称」も記入する。</p>
連絡先	<p>「連絡先」の欄はこの申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。</p>

### 3. 工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高 (別紙一)

#### 記入例

別紙一

(用紙A4)  
2 0 0 0 2

**基本的な記入の注意(下記例は2年平均の場合)**  
 ・千円未満の端数は切り捨てること  
 ・工事経歴書の各業種ごとの合計の欄の額と一致すること

**必ず記入すること  
ゴム印でも可**

#### 工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高

申請者 **(株)長崎組**

**審査対象業種及び業種コードの全てをコード番号の小さい順に記入すること**

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 2 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月												審査対象事業年度 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月												計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)																																														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度						年 月 ~ 年 月						審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度						年 月 ~ 年 月						2年平均の場合「1」を記入																																														
業種コード 3 2 0 1 0												完成工事高 [千円] 6 8 1 2 6												元請完成工事高 [千円] 3 4 1 2 6												業種コード 3 2 0 1 1												完成工事高 [千円] 3 1 0 0 0												元請完成工事高 [千円] 1 0 0 0 0											
工事の種類 土木一式 工事												完成工事高計算表												元請完成工事高計算表												工事の種類 プレスト コンクリート 構造物 工事												完成工事高計算表												元請完成工事高計算表											
業種コード 3 2 0 2 0												完成工事高 [千円] 4 7 0 5 6												元請完成工事高 [千円] 2 5 0 5 6												業種コード 3 2 0 5 0												完成工事高 [千円] 6 1 5 5 0												元請完成工事高 [千円] 2 8 5 5 0											
工事の種類 建築一式 工事												完成工事高計算表												元請完成工事高計算表												業種コード 3 3												完成工事高 [千円]												元請完成工事高 [千円]											
工事の種類 とび・土工 コンクリート 工事												完成工事高計算表												元請完成工事高計算表												工事の種類 その他 工事												完成工事高計算表												元請完成工事高計算表											
業種コード 3 4												完成工事高 [千円]												元請完成工事高 [千円]												業種コード 3 4												完成工事高 [千円]												元請完成工事高 [千円]											
合計												完成工事高 [千円]												元請完成工事高 [千円]												合計												完成工事高 [千円]												元請完成工事高 [千円]											

**左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入すること**

**「土木一式」「とび・土工」「鋼構造物」の業種の申請がある場合、必ずその内訳として、「プレストレストコンクリート構造物」「法面処理」「鋼橋上部」の完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。ただし、内訳であるため、合計金額には含めない。**

**該当する方を で囲む**

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 ② 無 )



工事種別別完成工事高  
工事種別別元請完成工事高

2枚目以降は記入しない

申請者 (株)長崎組

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度				計算基準の区分			
	自 年 月 至 年 月										自 年 月 至 年 月				1.2年平均 2.3年平均			
3 1	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
業種コード	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
完成工事高 [千円]	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
元請完成工事高 [千円]	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
工事の種類	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
法面処理工事	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
管工事	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
舗装工事	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
その他	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			
合計	[ ] [ ]										[ ] [ ]				[ ] [ ]			

実績なしの場合は「0」を記入

「その他の工事」・「合計」は最終ページのみ記入する

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 2. 無 )

3年平均の場合の記入例  
・基本的な記入要領は2年平均と同様です

(用紙A4)  
2 0 0 0 2

### 工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高

申請者 (株)長崎組

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 12 14 16 18 19 月 3 1 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月		審査対象事業年度 20 22 24 26 28 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月 (2) 1.2年平均 2.3年平均	計算基準の区分
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2年 4月 ~ 5年 3月 同じ年月を記入	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 31年 4月 ~ 2年 3月	同じ年月を記入	3年平均の場合「2」を記入
業種 コード 3 2 0 1 0	完成工事高 [千円] 15 19 24 6 8 1 2 6	元請完成工事高 [千円] 25 29 34 3 4 1 2 6	完成工事高 [千円] 35 39 44 7 2 5 6 6	元請完成工事高 [千円] 45 49 54 4 1 5 6 6
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 63,030 前審査対象事業年度 73,222	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 23,030 前審査対象事業年度 45,222		
業種 コード 3 2 0 1 1	完成工事高 [千円] 15 19 24 3 1 0 0 0	元請完成工事高 [千円] 25 29 34 1 0 0 0 0	完成工事高 [千円] 35 39 44 2 3 0 0 0	元請完成工事高 [千円] 45 49 54 1 5 0 0 0
工事の種類 プレスト コンクリート 構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 27,000 前審査対象事業年度 35,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 前審査対象事業年度 20,000		
業種 コード 3 2 0 2 0	完成工事高 [千円] 15 19 24 4 7 0 5 6	元請完成工事高 [千円] 25 29 34 2 5 0 5 6	完成工事高 [千円] 35 39 44 5 5 1 2 0	元請完成工事高 [千円] 45 49 54 3 0 0 0 0
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 60,178 前審査対象事業年度 33,935	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 33,096 前審査対象事業年度 17,016		
業種 コード 3 2 0 9 0	完成工事高 [千円] 15 19 24 6 1 5 5 0	元請完成工事高 [千円] 25 29 34 2 8 5 5 0	完成工事高 [千円] 35 39 44 3 5 4 1 1	元請完成工事高 [千円] 45 49 54 3 5 4 1 1
工事の種類 管 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 54,592 前審査対象事業年度 68,508	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20,892 前審査対象事業年度 36,208		
業種 コード 3 3	完成工事高 [千円] 12 14 19 0	元請完成工事高 [千円] 22 24 29 0	完成工事高 [千円] 32 34 39 0	元請完成工事高 [千円] 42 44 49 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 前審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 前審査対象事業年度 0		
業種 コード 3 4	完成工事高 [千円] 12 14 19 1 7 6 7 3 2	元請完成工事高 [千円] 22 24 29 8 7 7 3 2	完成工事高 [千円] 32 34 39 1 6 3 0 9 7	元請完成工事高 [千円] 42 44 49 1 0 6 9 7 7
合計				
契約後 V E に係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 (2) 無 )				

**決算期を変更した場合の記入例**  
 (下記例は3年平均で、決算期を12月から3月に変更した場合の例)  
 基本的な記入要領は前の頁で説明しているとおりです

(用紙A4)  
 2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高  
 工事種類別元請完成工事高

申請者 (株)長崎組

それぞれの欄に12ヶ月の期間分を記入する  
 (決算期で区切る)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度  
 自 3 1 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月

審査対象事業年度  
 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月

計算基準の区分  
 2 (1.2年平均)  
 2.3年平均

審査対象事業年度の  
 前審査対象事業年度の  
 審査対象事業年度の  
 前々審査対象事業年度の

03年1月 03年3月  
 02年4月 02年12月  
 02年1月 02年3月  
 31年4月 01年12月

審査基準日前の12ヶ月前の年月を記入  
 04年1月~04年3月  
 03年4月~03年12月

審査基準日の年月を記入  
 直近の決算期間を記入

1期前の決算期間を審査対象事業年度に合わせて記入

12ヶ月分の完工高及び元請完工高を記入  
 千円未満切り捨て

上欄の期間にあわせて記入  
 決算期間における完工高及び元請完工高を12で割り千円未満は切り捨てる

業種コード  
 3 2 0 1 0

完成工事高 [千円]  
 2 9 4

元請完成工事高 [千円]  
 2 9 4

完成工事高 [千円]  
 3 6 1

元請完成工事高 [千円]  
 3 6 1

工事の種類  
 土木一式工事

完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 242 × 3 / 12 = 60	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 242 × 3 / 12 = 60
289 × 9 / 12 = 216	289 × 9 / 12 = 216
289 × 3 / 12 = 72	289 × 3 / 12 = 72
320 × 9 / 12 = 240	320 × 9 / 12 = 240

個人事業者の法人化(法人成)等により審査対象事業年度の月数が12ヶ月に満たない場合も、上記例により記入してください。

**新規で決算期末到来(設立時点で申請)の場合の記入例**  
 (令和3年4月1日設立;決算期末到来の場合)  
 基本的な記入要領は前の頁で説明しているとおりです

(用紙A4)  
 2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高  
 工事種類別元請完成工事高

申請者 (株)長崎組

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度  
 自 0 0 年 0 0 月 至 0 0 年 0 0 月

審査対象事業年度  
 自 0 3 年 0 4 月 至 0 0 年 0 0 月

計算基準の区分  
 1 (1.2年平均)  
 2.3年平均

審査対象事業年度の  
 前審査対象事業年度の  
 審査対象事業年度の  
 前々審査対象事業年度の

全て「0」を記入する

「2年平均」を選択する

業種コード  
 3 2 0 2 0

完成工事高 [千円]  
 0

元請完成工事高 [千円]  
 0

完成工事高 [千円]  
 0

元請完成工事高 [千円]  
 0

工事の種類  
 建築一式工事

完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度

**[ 工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高（別紙一）の記入要領と注意点 ]**

<p>項番 31</p>	<p>「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。</p> <p>12か月ごとに決算を完結した場合          (例) 令和 年4月1日から令和 年3月31日までの事業年度について申請する場合          自) 年04月 ~ 至) 年03月</p> <p>6か月ごとに決算を完結した場合          (例) 令和 年10月1日から令和 年3月31日までの事業年度について申請する場合          自) 年04月 ~ 至) 年03月</p> <p>商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合          (例1) 有限会社から株式会社への組織変更に伴い令和 年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和 年3月31日に終了した事業年度について申請するとき          自) 年04月 ~ 至) 年03月</p> <p>(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和 年12月31日に終了した事業年度について申請するとき          自) 令和 年01月 ~ 至) 年12月</p> <p>事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合          (例) 令和 年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき          自) 年10月 ~ 至) 年03月</p> <p>事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合          (例) 令和 年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和 年3月31日)より前の日(令和 年11月1日)に申請するとき          自) 年10月 ~ 至) 00年00月</p> <p>「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を ~ の例により記入すること。</p> <p>ただし、審査対象年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の工事種類別完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を ~ の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。</p> <p><b><u>(注)この表が2枚以上となる場合は、「項番31」(審査対象事業年度)(審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度)は1枚目のみに記入すること。</u></b></p>
--------------	--

項番 32

「業種コード欄」は、コード表により該当する工事のコードを記入すること。

(注) 審査対象建設業のコード番号の小さい順に記入すること。

工事種類コード

コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	140	し ゅ ん せ つ 工 事
011	(プレストレストコンクリート構造物工事)	150	板 金 工 事
020	建 築 一 式 工 事	160	ガ ラ ス 工 事
030	大 工 工 事	170	塗 装 工 事
040	左 官 工 事	180	防 水 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	190	内 装 仕 上 工 事
051	( 法 面 処 理 工 事 )	200	機 械 器 具 設 置 工 事
060	石 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
070	屋 根 工 事	220	電 気 通 信 工 事
080	電 気 工 事	230	造 園 工 事
090	管 工 事	240	さ く 井 工 事
100	タイル・れんが・ブロック工事	250	建 具 工 事
110	鋼 構 造 物 工 事	260	水 道 施 設 工 事
111	( 鋼 橋 上 部 工 事 )	270	消 防 施 設 工 事
120	鉄 筋 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
130	舗 装 工 事	290	解 体 工 事

「土木一式工事」について記入した場合、その次の「業種コード」の欄には、「プレ  
 ストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を必ず記入し、「完成工事高」の  
 欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係  
 るものを記入すること。当該工事に係る実績がない場合はカラムに「0」を必ず記入す  
 ること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プ  
 レストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入すること。当該工事にかかる実  
 績がない場合はカラムに「0」を必ず記入すること。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」について記入した場合はその次の「業種  
 コード」の欄には「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」につい  
 て記入した場合はその次の「業種コード」の欄には「鋼橋上部工事」のコード「111」を  
 記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

・「完成工事高」のカラムには項番31で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高  
 を記入すること。また「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度  
 ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、3年平均で申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年  
 度の直前2年の各事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事  
 高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に元  
 請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成  
 工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査  
 対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

項番 33

「その他工事」の欄には、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及  
 び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。(無い場合は必ず「0」を記入すること。)

項番 34	<p>「合計」の欄には項番32及び項番33で記入した完成工事高及び元請完成工事高の合計を記入すること。</p> <p>ただし、項番32に記入した完成工事高及び元請完成工事高のうち、業種コード「011」（プレストレストコンクリート構造物工事）、「051」（法面処理工事）、「111」（鋼橋上部工事）の完成工事高は、合計に含まない。</p> <p>（注）項番33「その他工事」及び項番34「合計」は、必ず記入する。ただし、この表が2枚以上となる場合は、最後の用紙にのみ記入すること。</p> <p><b>記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。</b></p> <p>合計欄の数値は「様式第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額」「様式第16号 損益計算書」と一致するよう端数調整してください。</p> <p><b>項番31～34の提示(確認)書類：</b></p> <p><b>○決算の変更届（審査対象事業年度を含む前3年度分）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県で受付済の24月分。<u>ただし、工事種類別完成工事高工事種類別元請完成工事高を3年平均で申請する場合は36月分。</u></li> <li>・ 財務諸表が消費税及び地方消費税込みの場合は、消費税及び地方消費税抜きの財務諸表を別途一部提示すること。（免税業者を除く）</li> </ul> <p><b>○審査対象事業年度の完成工事高に係る工事の証明書類（原本又は写）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行証明、契約書、変更契約書、発注証明書又は請求書（工事経歴書に記載した工事がすぐ確認できるよう順に並べるなど準備しておくこと。）</li> <li>・ 前記に掲げる書類が無い場合は、工事台帳でも可</li> </ul> <p><u>初めて経営事項審査を受ける場合は、工事種類別完成工事高において2年平均を選んだ場合は2か年分、3年平均を選んだ場合は3か年分上記書類が必要です。</u></p> <p><b>○法人税又は所得税確定申請書一式（2期分）、並びに消費税及び地方消費税確定申告書の控（原本又は写）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務署受付印のあるもの。（表紙のみは不可）</li> <li>電子申告の場合は受付印の代わりに受信通知書を添付</li> <li>・ 消費税について分割して申告している場合は当該決算に係る申告書すべて。</li> </ul>
-------	---

### 【内訳表示を行う区分の概要】

#### ○プレストレストコンクリート構造物工事

コンクリートは圧縮に強いが、引張に弱いという特性を持つ。この特性に対処すべく、荷重によって生じる引張応力を減殺するため、その部分にあらかじめPC鋼材で圧縮応力を加えたコンクリートのことをプレストレストコンクリートという。

プレストレストコンクリート構造物工事とは、主にこのプレストレストコンクリートを用いて橋梁等を建設する工事のこと。

#### ○法面処理工事

道路を築造する場合には切土、盛土によって道路路面を確保することとなるが、そのときにできた切土、盛土の法面を保護する必要性が生じる。

法面処理工事とは、主にこの法面を芝付け、石積工等の方法により保護する工事のこと。

#### ○鋼橋上部工事

橋梁の構造は、上部構造と下部構造とで構成されるが、上部構造とは下部構造（橋台や橋脚）で支持されるいわゆる橋桁部分の総称であり、通行する交通の路面を形成し、その荷重を支持して下部構造へ伝達する役目を果たすものである。

鋼橋上部工事とは、鋼製の橋梁の上部構造に関する工事のことである。

### 【JV（共同企業体）の完工高の取扱いについて】

JV（共同企業体）の構成員たる建設業者が当該JVから下請受注することは「自己契約」に該当するため、完成工事高に含めることはできません。

## 【年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高の業種間積み上げについて】

ア、審査対象が土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事業」という。）である場合、許可を受けている工事業種のうち一式工事業以外の工事業種に係る年間平均完成工事高を、**その内容に応じた当該一式工事のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。**

○一式工事業への積み上げにおける一般的な事例（矢印の方向でのみ積み上げできます。）

積み上げ先の一式工事		積み上げ元の専門工事
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式工事	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体

イ、審査対象工事業種が一式工事業以外の工事業種である場合、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の工事業種に係る建設工事の完成工事高を、**その建設工事の性質に応じた当該一式工事業以外の建設工事の完成工事高に含めることができます。**

○専門工事業の業種間積み上げにおける一般的な事例（矢印の方向で積み上げできます。）

とび・土工・コンクリート	↔	石、造園
電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設

### （注意事項）

**積み上げを行った業種（積み上げ元）については、経営事項審査を受けることができません。**

工事経歴書については、**本来の建設工事の種類ごとに分けて作成してください。**

業種間積み上げを行う際は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度（3年平均で申請する場合にあっては、審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度）についても同様の方法で業種間積み上げを行うこと。特定の事業年度のみ積み上げを行うことはできません。

**審査の際は、業種間積み上げについて申し出を行い、積み上げ業種等説明を行ってください。**

前記ア又はイの申出をしようとする者については、その申出額をそのまま下記様式「工事種類別完成工事高付表（別記様式第一号）」に記入し、「工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）」に添付すること。

工事種類別完成工事高付表 （用紙A4）

審査対象建設業	完成工事高

# [工事種類別完成工事高付表]

## 記入例

様式第1号

(用紙A4)

## 工事種類別完成工事高付表

申請者 (株)長崎組

審査対象建設業	完成工事高
(審査対象事業年度)	
令和3年4月～令和4年3月	
土木一式工事 15,000千円	土木一式工事 10,000千円
うち元請 11,000千円	うち元請 10,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 5,000千円
	うち元請 1,000千円
(前審査対象事業年度)	
令和2年4月～令和3年3月	
土木一式工事 12,000千円	土木一式工事 12,000千円
うち元請 12,000千円	うち元請 12,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 0千円
	うち元請 0千円
(前々審査対象事業年度)	
平成31年4月～令和2年3月	
土木一式工事 13,000千円	土木一式工事 9,000千円
うち元請 9,000千円	うち元請 9,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 4,000千円
	うち元請 0千円

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

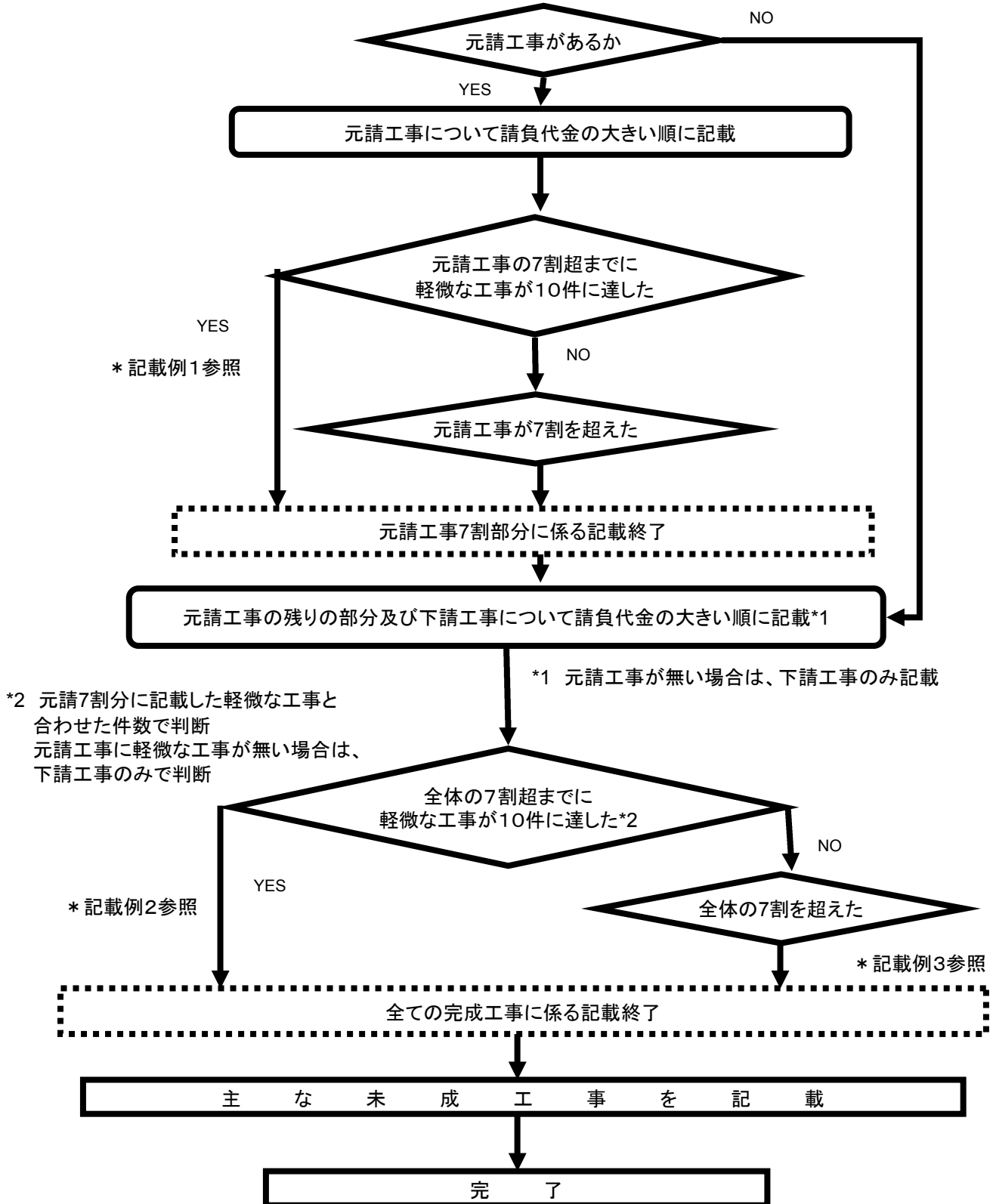
- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。



# 工事経歴書の作成

## 工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ただし、①②において、軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



# 工事経歴書

とび・土工・  
コンクリート

工事（税込・税抜）

記載例1 工事経歴書記載例  
(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

(建設工事の種類)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所にし印を記載)		うち ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日
A	国土建設	元請	A 邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	↓	9,000 千円		
B	北海道開発	"	B 邸車止め設置工事	"	愛知太郎	↓	4,500 千円	平成 30 年 2 月	平成 30 年 4 月
C	東北土木	"	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	↓	3,200 千円	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月
D	関東建設	"	豊橋川改修工事の内掘削工事	"	津島一平	↓	2,500 千円	平成 30 年 5 月	平成 30 年 5 月
E	北陸産業	"	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	↓	2,000 千円	平成 30 年 1 月	平成 30 年 1 月
F	中部塗装	"	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	"	岡崎三男	↓	1,900 千円	平成 29 年 10 月	平成 29 年 11 月
G	近畿組	"	栄ビル新築工事の内 くい打工事	"	豊田一郎	↓	1,800 千円	平成 29 年 9 月	平成 29 年 9 月
H	中国建築	"	一般国道 99 号線道路新設工事	"			1,700 千円	平成 29 年 7 月	平成 29 年 8 月
I	四国道路	"	一般国道 100 号線道路改良 工事の内カッター工事	"			1,600 千円	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
J	九州工業	"	C 邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	↓	1,500 千円	平成 29 年 12 月	平成 29 年 12 月
K	沖縄機械	"	D 邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	↓	1,000 千円	平成 30 年 4 月	平成 30 年 5 月
L	E	下請	B~Kの件数 10件	"	岡崎三男				30 年 5 月
M	F	"	県道 123 号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	↓	7,000 千円		

元請工事の7割部分に係る  
完成工事

下請工事に係る  
完成工事

消費税を含まない額を記入  
ただし、免税業者は税込み額を記入

個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸 工事」等と記載。

B~Kの件数 10件

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

ページごとの元請工事に係る  
完成工事高の合計額(A~K)

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

		うち 元請工事	
小計	13 件	45,700 千円	30,700 千円
合計	52 件	65,000 千円	50,000 千円

# 工事経歴書

とび・土工・  
コンクリート

工事（税込・税抜）

\* 記載例2 工事経歴書記載例  
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

(建設工事の種類)

元請工事の7割部  
に係る完成工事

以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にし印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月	
A	元請		A 邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	し	10,000千円	千円	平成 29 年 12 月	平成 30 年 1 月
B	"		B 邸車止め設置工事	"	愛知太郎	し	4,500千円	千円	平成 30 年 2 月	平成 30 年 3 月
C	"		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	し	3,200千円	千円	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月
D	下請		豊橋川改修工事の内掘削				8,000千円	千円	平成 30 年 5 月	平成 30 年 5 月
E	"		丸の内ビル新築工事の内外構工事	"	半田五郎	し	5,500千円	千円	平成 30 年 1 月	平成 30 年 1 月
F	"		豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	"	岡崎三男	し	2,500千円	千円	平成 29 年 10 月	平成 29 年 11 月
G	"		栄ビル新築工事の内くい打工事	"	豊田一郎	し	2,000千円	千円	平成 29 年 9 月	平成 29 年 9 月
H	"		一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	し	1,900千円	千円	平成 30 年 2 月	平成 30 年 3 月
I	"		一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	"	愛知太郎	し	1,800千円	千円	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
J	元請		C 邸玄関コンクリート工事	東京都足立区			1,700千円	千円	平成 29 年 12 月	平成 29 年 12 月
K	下請		D 邸新築工事の内基礎工事				1,600千円	千円	平成 30 年 4 月	平成 30 年 5 月
L	"		県道758号線道路側溝工事	"	岡崎三男	し	1,500千円	千円		5 月
M	"		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	し	1,000千円	千円	平成 30 年 5 月	平成 30 年 5 月

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸 工事」等と記載。

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)

B・C + F ~ Mの件数 10件

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

小計	13件	45,200千円	うち 元請工事	19,400千円
合計	52件	70,000千円	うち 元請工事	25,000千円

# 工事経歴書

とび・土工・  
コンクリート

工事（税込・税抜）

\*記載例3 工事経歴書記載例  
(全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

(建設工事の種類)

元請工事の7割部分  
に係る完成工事

以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 村名	配置技術者		請負代金の額		工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所し印を記載） 主任技術者 監理技術者	うち ・PC ・法面処理 ・網橋上部	着工年月日	完成又は 完成予定年月		
A	元請	JV	A 邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	↓	100,000 千円	千円	平成 29 年 12 月	平成 30 年 1 月	
B	"	JV	B 邸車止め設置工事	"	愛知太郎	↓	60,000 千円	千円	平成 30 年 2 月	平成 30 年 3 月	
C	"	"	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	↓	3,200 千円	千円	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月	
D	下請	"	豊橋川改修工事の内掘削	"	"	"	8,000 千円	千円	平成 30 年 5 月	平成 30 年 5 月	
E	"	"	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	↓	7,500 千円	千円	平成 30 年 1 月	平成 29 年 1 月	
F	"	"	個人の氏名が特定されないよう、例えば注 文者「A」と記載し、工事名「A邸 工事」 等と記載。	"	岡崎三男	↓	6,300 千円	千円	平成 29 年 10 月	平成 29 年 11 月	
G	"	"	くい打工事	"	豊田一郎	↓	5,100 千円	千円	平成 29 年 9 月	平成 29 年 9 月	
H	"	"	一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	↓	2,000 千円	千円	平成 30 年 5 月	平成 30 年 5 月	
I	"	"	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	↓	1,800 千円	千円	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	
							2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了				
A~Cの合計額 Yの7割											
A~Iの合計額 Xの7割											
A~Jごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)											

小計	9 件	193,900 千円	千円	うち 元請工事	
				163,200 千円	千円
合計	52 件	270,000 千円	千円	うち 元請工事	
				233,000 千円	千円

.....「軽微な工事」

元請工事に係る完成工事高の合計額

## [ 工事経歴書の記入要領と注意点 ]

### (1) 同一の請負契約工事を複数の工事業種に分割計上することの禁止

一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複して(複数の建設工事欄に)計上することはできません。このような場合は、主たる工事業種(工事全体の目的、工事金額などにより判断すること。)の工事高にその全額を計上してください。

なお、工事種別毎の考え方については、「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)」を参照してください。

### (2) 建設工事とは認められないもの

次の～に掲げる売上などは、建設工事ではないので、これらの金額については、完成工事高に含めることはできません。

JV(共同企業体)の構成員たる建設業者が当該JVから下請受注した工事高(「自己契約」に該当するため。)

調査等の受託、維持管理委託契約(設計書等に基づき工事完成を請け負う業務でないこと。)

公共構造物の維持業務で側溝掃除、草刈、樹木伐採業務(工事を伴わないもの)

自社ビルの建築や建設業者による分譲目的の住宅建設(モデルハウスなどを含む)の建設費(他から請け負った工事でないため)

電気工事業者や電気通信工事業者などが行う部品交換、保守点検などの役務提供・メンテナンス業務で工事を伴わないもの

船舶に係る電気、内装などの工事高(造船業は製造業であり、建設工事ではない。)

浮桟橋を工場内で製作し、設置を伴わないもの(製作のみは製造業であり、建設工事ではない)

### (3) 記載を要する完成工事及び未成工事の範囲

工事経歴書(第2号様式)の記載フローによること。

### (4) 工事経歴書の各欄の記載方法

記載例によること。

「注文者」の欄および「工事名」の欄は、個人の氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸 工事」等と記載すること。

「請負代金の額」の欄には、「工事名」欄に記載した工事の請負代金額(課税業者は消費税及び地方消費税抜き)を千円単位で記載すること。

共同企業体として行なった工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。

請負代金(完成工事高)を2つ以上の決算期にわけて計上している(工事進行基準を採用している)場合、当該決算期分を上段へ( )書きし、下段へ全請負代金を記載する。

(例) 当該決算期分	(15,000)
全請負代金	50,000

「合計」の欄には、最終頁において、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計(内訳工事がある場合にはその内訳について)を記載すること。

なお、合計額（審査基準日を含む決算期が12ヶ月に満たない場合においては、各決算期毎に別葉で作成した当該経歴書の合計欄に記載した額の合計額）が「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）」の審査対象事業年度に係る業種ごとの金額（課税業者は消費税及び地方消費税抜き）と一致すること。

#### (5) 一式工事の判断について

一式工事は総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事です。

また、一式工事の許可を受けた者が、他の専門工事（500万円以上）を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受けていなければなりません。

一方、土木工事業や建築工事業の許可を受けている者が、一式工事でない専門工事を一式工事の工事経歴書に計上している事例が多々見られます。（例えば、2次下請以下の施工内容は「総合的な企画、指導、調整」に該当することはありません。）このような場合については、当該工事については、本来計上すべき専門工事の欄に計上しなければなりません。また、当該専門工事の許可を受けていない場合は、「その他の工事」欄に計上しなければなりません。

（「一式工事の考え方」参照）

一式工事に関連した専門工事分（当該専門工事の許可を有している場合に限る。）については、当該専門業種で申請しないことを条件に、関係する一式工事への積上げ計上することが可能です。

#### (6) 誤って計上されている工事業種の例について

土木一式工事に誤って計上されているものの例

(ア) 工作物を設置あるいは築造するための基礎的な工事（土工事、掘削工事、盛土工事など）

「とび・土工・コンクリート工事」

(イ) 「道路改良工事」などの工事名になっているが、下請工事であって、請負額（規模）からみて、明らかに専門工事（とび・土工・コンクリート工事など）であると推察されるもの。

(ウ) 元請工事のうち工事名称や請負額、工期などから、専門工事（とび・土工・コンクリート工事など）であると推察されるもの。

建築一式工事に誤って計上されているものの例

「建築一式工事」は、通常、基礎から屋根まで家一軒を建てる工事であり、増改築工事を含みます。

(ア) 「建築（新築）工事」などの工事名になっているが、下請工事であって、請負額（規模）からみて、明らかに専門工事（大工工事、屋根工事、内装工事、建具工事、塗装工事など）であると推察されるもの。

(イ) 元請工事のうち工事名称や請負額、工期などから、専門工事（大工工事、屋根工事、内装工事、建具工事、塗装工事など）であると推察されるもの。

その他の専門工事で間違えやすい工事の例

建設工事の例示	建設業法による工事業種の区分など
リフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認を要する増築や改築・改造を伴う工事は建築一式工事（原則元請）</li> <li>・内壁の設置や撤去、床・天井・壁紙の張り替え等がメインであれば内装工事</li> <li>・その他の専門工事が主であればその専門工事（大工工事、屋根工事、建具工事、管工事など）</li> </ul>
太陽光関係設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電目的のソーラーパネル設置の場合は電気工事</li> <li>・太陽熱変換による温水器設置の場合は管工事</li> </ul>
オール電化工事	電気工事
エコキュート設置工事	管工事
浄化槽工事	管工事
スプリンクラー設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー全体の設置を請け負った場合は消防施設工事</li> <li>・管路のみを請け負った場合は管工事</li> </ul>
墓石工事（墓地工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎工事のみを請け負う場合はとび・土工・コンクリート工事、墓石本体の設置工事は石工事</li> <li>・墓地全体の工事を請け負う場合には、通常石工事（基礎工事は附帯工事とする。）</li> </ul>
人工芝張付け工事	地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは舗装工事
工事現場の土砂の撤去・運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂を運搬するのみであれば建設工事ではない。</li> <li>・土砂を自ら積み込んでの運搬に加えて、整地する工事を請け負っている場合はとび・土工・コンクリート工事</li> </ul>
防火水槽設備工事	とび・土工・コンクリート工事
曳屋（ひきや）工事	とび・土工・コンクリート工事
交通安全施設整備工事	歩道の設置（土木一式工事）、ガードレール又はカーブミラーの設置（とび・土工・コンクリート工事業）、道路のライン引き（塗装工事業）が含まれる場合があるが、これらの工事を総合的に行う場合は、土木一式工事となる。
建築物の中に設置される通常の空調設備工事	管工事 機械器具設置工事ではない。
トンネルや地下道等の給排気機器設備工事	機械器具設置工事
昇降機設置工事	機械器具設置工事
立体駐車場設備工事	機械器具設置工事
型枠工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製の型枠工事については通常大工工事</li> <li>・コンクリートを流し込む工事や型枠を解体する工事はとび・土工・コンクリート工事</li> </ul>
量水器（水道メーター）取替	水道施設工事や管工事に計上しているケースがみられるが、建設工事ではない。
鉄骨工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨の製作、加工から組み立てまでを一貫して請け負った場合は、鋼構造物工事</li> <li>・既に加工された鉄骨を現場で組み立てることのみを請け負った場合は、とび・土工・コンクリート工事</li> </ul>
農業用ビニールハウス工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既製品の組立てのみを請負った場合は、とび・土工・コンクリート工事</li> <li>・鋼材の製作、加工から組立てまでを一貫して請負った場合は、鋼構造物工事</li> </ul>
個人住宅の造成、基礎、外構工事	とび・土工工事
駐車場造成工事	とび・土工工事 又は 舗装工事
小規模な車庫、倉庫等の建築工事	とび・土工工事 又は 大工工事等

（その他）上下水道工事における「土木一式工事」「管工事」「水道施設工事」及び「清掃施設工事」の区分は「上下水道施設の業種区分一覧」をご参照ください。

### (3)一式工事(土木一式工事及び建築一式工事)の考え方

29の建設工事の種類のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で、総合的にマネジメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種です。一式工事の許可のみを受けている者が、専門工事に分類される工事を単独で請け負う場合には、各専門工事の許可を受ける必要があります。

#### 一式工事に関する告示・運用等

建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容(建設省告示第350号)

建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

#### ○許可事務ガイドライン

一式工事については、「必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難であると認められるものも含まれる」。

総合的な企画、指導、調整とは:(元請人の「実質的な関与」とされているものと同意義)  
「施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、仮設物、工事材料等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等」を行うこと。

#### 一式工事の考え方

一式工事とは、原則として元請の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木建築物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。)であり、次のいずれかの要件を満たす建設工事(原則元請工事)が該当しますが、具体的には工事の施工内容により個別に判断する必要があります。

工事の規模、複雑性等からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められる建設工事

大規模又は複雑な工事であること。(以下同じ。)

工事の規模、複雑性からみて1専門工事で施工困難な工事も含まれる。

2つ以上の専門工事を有機的に組み合わせて、社会通念上独立の使用目的がある土木工作物又は建築物を建設する工事

附帯工事は含まない。

土木工作物:人為的な労作を加えることによって通常、土地に固定して設備された物

建築物:土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)

建設工事:土木建築に関する工事

有機的な組み合わせ:数種類の専門工事が複合的かつ密接に結びついて完成する建設工事



一式工事の具体例（ 施工内容によっては、専門工事に該当する場合があります。）

土木一式工事	<p>道路工事、橋梁工事、河川工事・海岸工事、トンネル工事、ダム工事、大規模な宅地造成工事（とび・土工で施工困難な工事）など</p> <p>・プレストレストコンクリート工事、下水道工事（公道下等の下水道の配管工事）、下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事 [建設業許可事務ガイドライン]</p> <p>下請工事は原則専門工事となる。</p>
建築一式工事	<p>次のいずれかに該当するものが建築一式工事と判断されます。</p> <p>・複数の専門工事（大工工事、屋根工事、とび・土工工事、建具工事、電気工事、内装仕上工事、塗装工事、管工事など）を有機的に組み合わせた1つの建築工事 住宅等の新築工事、建築確認を要する増改築工事、ビル等大規模な建築物の解体工事、マンションの大規模修繕（補修）、ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事など。</p> <p>・建物の躯体（柱、梁などの建物本体の構造を支える部分）に変更を加える改造工事 耐震補強工事、大規模な模様替など</p> <p>「大規模又は複雑な工事」の観点から、一般的に建築確認申請の対象となる工事が建築一式工事に該当する。</p> <p>一般的な住宅リフォーム工事は、通常内装仕上工事が主たる工事と認められるケースが多く、この場合は原則として専門工事と判断されるが、増改築を伴う大規模・複雑な場合は、建築一式工事に該当する。</p>

## 参 考

附帯工事について - 法第4条、第26条の2第2項 -

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます。

附帯工事とは主たる施工するために必要を生じた他の従たる建設工事であり、それ自体が独立の使用目的になるものではない工事をいいます。

なお、この附帯工事であって500万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で自ら施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</li> <li>●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</li> </ul>
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</li> </ul>
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	-
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</li> <li>●ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</li> <li>●『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</li> </ul>
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</li> </ul>
ロ	くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	-
ハ	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	-
ニ	コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</li> </ul>
ホ	その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</li> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</li> <li>●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</li> <li>●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</li> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</li> <li>●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</li> </ul>
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> </ul>

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</li> <li>● 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</li> <li>● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</li> </ul>
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</li> <li>● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> </ul>
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</li> <li>● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</li> <li>● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> <li>● 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</li> <li>● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</li> <li>● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</li> </ul>
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</li> <li>● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</li> <li>● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> </ul>

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</li> <li>● ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</li> <li>● 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</li> </ul>
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧継手、溶接継手、機械式継手等がある。</li> </ul>
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</li> <li>● 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</li> </ul>
しゅんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</li> <li>● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</li> </ul>
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	-
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</li> </ul>
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</li> <li>● 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</li> </ul>
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。</li> <li>● 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。</li> <li>● 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。</li> </ul>
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> <li>● 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。</li> <li>● 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</li> <li>● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</li> </ul>
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	-
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</li> <li>● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> </ul>

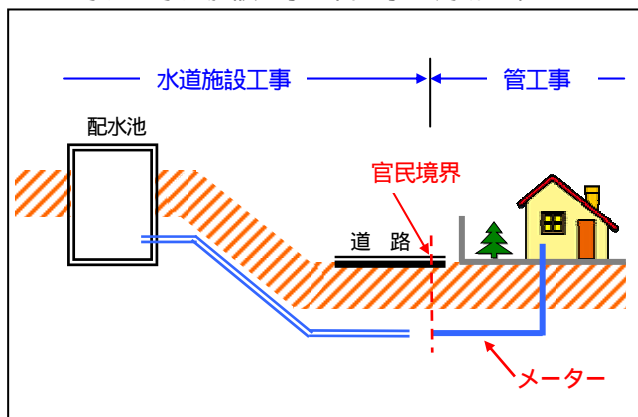
業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</li> <li>● 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</li> <li>● 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</li> <li>● 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</li> <li>● 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</li> </ul>
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</li> <li>● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</li> </ul>
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</li> <li>● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> </ul>
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</li> <li>● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</li> </ul>
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。</li> </ul>

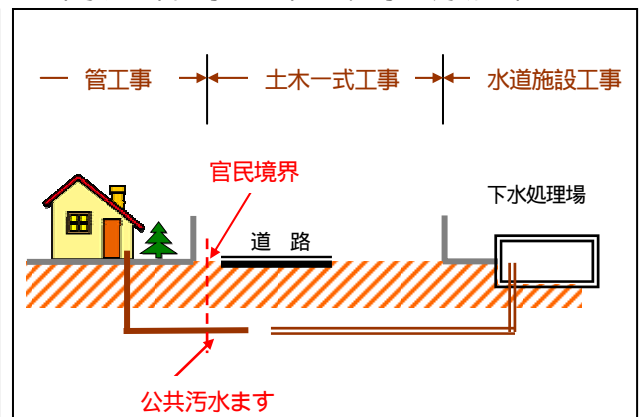
## 上下水道施設の業種区分一覧

施 設 区 分			業 種 区 分			備 考
			土木一式	管	水道施設	
上 水 道	取水施設	取水堰堤、取水井				
	導水施設	導水管				
	浄水施設	沈殿池、濾過池 浄水池、滅菌室				
	送水施設	送水ポンプ、送水管				
	配水施設	配水池 配水管(公道下等)				
	給水装置	給水引込管 敷地内配管				
下 水 道	下水道管	家屋等～公共汚水ます				
		下水道本管(公道下等)				
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、 沈殿池、消毒施設 汚泥処理施設				
		(処理場敷地造成工事)				
農業用水道、 かんがい用 排水施設等						

上水道の水道施設工事と管工事の判断基準



下水道の管工事と土木一式工事の判断基準



記入例

その他の審査項目(社会性等)

### 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 4 1 1 (1.有、2.無、3.適用除外)

健康保険加入の有無 4 2 1 (1.有、2.無、3.適用除外)

厚生年金保険加入の有無 4 3 1 (1.有、2.無、3.適用除外)

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 (1.有、2.無)

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 (1.有、2.無)

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 1 (1.有、2.無)

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 2 (1.該当、2.非該当)

新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 1 (1.該当)

CPD単位取得数 4 9 5 0 (単位)

技能レベル向上者数 5 0 0 0 0 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 5 1 5

次世代育成支援 5 2 4

青少年の雇用の促進 5 3 2

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 4 1

技術職員数(A) 8 (人) 若年技術職員数(B) 1 (人) 若年技術職員の割合(B/A) 12.5

新規若年技術職員数(C) 1 (人) 新規若年技術職員のうち、審査基準日以前1年間で新規に技術職員名簿に記載された者で審査基準日において満35歳未満の人数を記入

主任技術者、監理技術者、技士補の数 8 (人)

技能者数 9 3 (人) 技能者数の欄に計上した技能者が、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の数

初めて許可(登録)を受けてから審査基準日までに経過した年数(休業期間(建設業許可を受けずに営業を行っていた場合も休業期間として扱う)を除く)を記入  
H23.4.1以降の申し立てに係る再生(更生)開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの年数を記入する

### 建設業の営業継続の状況

営業年数 5 5 4 3 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 6 2 (1.有、2.無)

初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 50年 4月 5日 休業等期間 1年 3か月

再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日 再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日 再生手続又は更生手続終結決定日 令和 年 月 日

### 防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 7 1 (1.有、2.無)

審査基準日において、平成23年4月1日以降の申し立てにかかる再生(更生)期間中(手続開始決定日から手続終結決定日まで)の場合は「1」を記入。

### 法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 8 2 (1.有、2.無)

指示処分の有無 5 9 2 (1.有、2.無)

「法令遵守の状況」について  
審査対象年に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、受けたことが無い場合は「2」を記入する  
審査基準日が令和3年3月31日であれば、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間

### 建設業の経理の状況

監査の受審状況 6 0 3 (1.会計監査人の設置、2.会計監査人の設置を行っていない場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)、3.経理処理の適正)

公認会計士等の数 6 1 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 2 1 (人)

以下の区分により記入(審査基準日時点)  
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)  
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)  
「3」…項番52に記入したもののいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合(自社社員に限る)

### 研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 3 0 0 0 (万円)

### 建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 4 2 (台)

審査基準日において、自ら所有及びリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているもの)により使用する対象建設機械の台数を記入する。(加点対象は15台まで)  
ショベル系掘削機:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバーのアタッチメントを有するもの  
ブルドーザー:自重が3トン以上のもの  
トラクターショベル:バケット容量が0.4立方メートル以上のもの  
モーターグレーダー:自重が5トン以上のもの  
移動式クレーン:つり上げ荷重3トン以上のもの  
ダンプ車:土砂の運搬が可能な全てダンプ  
○締固め用機械  
○解体用機械  
○高所作業車(作業床の高さ2m以上)

### 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証

エコアクション2.1の認証の有無 6 5 2 (1.有、2.無)

ISO9001の登録の有無 6 6 2 (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無 6 7 2 (1.有、2.無)

## c [その他の審査項目（社会性等）（別紙三）の記入要領と注意点]

<p>項番 41</p>	<p>「雇用保険加入の有無」の欄について（審査基準日における加入の有無）</p> <p>「1」…雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合</p> <p>「2」…雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合</p> <p>「3」…雇用する労働者が一人もいない場合等、雇用保険の適用が除外される場合</p> <p><b>提示(確認)書類：雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」又は審査基準日を含む年度の「概算保険料又は確定保険料の納付を証する書類」。</b></p> <p>雇用保険については、平成29年1月1日より65歳以上の方も適用対象となり、年齢が65歳以上であっても適用除外にはなりません。</p> <p><b>該当する使用人がある場合は、最寄のハローワークで早急に手続きが必要です。</b></p>
<p>項番 42</p>	<p>「健康保険加入の有無」の欄（審査基準日における加入の有無）</p> <p>「1」…従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合</p> <p>従業員がいるにもかかわらず事業主や役員のみが加入している場合は、次項の「2」。</p> <p>「2」…従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は、健康保険組合に対する届出を行っていない場合</p> <p>「3」…法人で社員が役員のみ、個人事業所で、従業員が4人以下の場合等、健康保険の適用が除外される場合</p> <p>従業員が全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、年金事務所から健康保険被保険者の適用除外の承認を受けている場合は「3」、承認を受けていない場合は「2」とする。ただし、厚生年金保険には加入しなければならないときは、厚生年金保険の加入の有無をもって有「1」又は無「2」と記載する。</p> <p><b>提示(確認)書類</b></p> <p>被保険者となったことについて確認が行われたときに社会保険事務所から交付を受けた被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書又は被保険者報酬月額基礎届等を提出し、社会保険事務所から交付を受けた標準報酬決定通知書。健康保険及び厚生年金保険について、審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面。</p> <p>なお、全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、加入証明書及び健康保険被保険者の適用除外の承認を受けていることを証明する書類。</p>



<p>項番 43</p>	<p>「厚生年金保険加入の有無」の欄（審査基準日における加入の有無）</p> <p>「1」...従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合</p> <p>従業員がいるにもかかわらず事業主や役員のみが加入している場合は、次項の「2」。</p> <p>「2」...従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っていない場合</p> <p>「3」...法人で社員が役員のみ、個人事業所で、従業員が4人以下の場合等、厚生年金保険の適用が除外される場合</p> <p><b>提示(確認)書類：</b>被保険者となったことについて確認が行われたときに社会保険事務所から交付を受けた被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書又は被保険者報酬月額基礎届等を提出し、社会保険事務所から交付を受けた標準報酬決定通知書。健康保険及び厚生年金保険について、審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面。</p>
<p>項番 44</p>	<p>「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約が締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。</p> <p><b>提示(確認)書類：</b>建設業退職金共済事業加入・履行証明書（原本又は写）が必要（共済契約書証や領収書等では契約の履行が確認できないので、必ず審査当日までに証明書を発行してもらうこと。）</p> <p>中小企業退職金共済法上は、一部の工場についてのみ共済証紙を購入する等選択的な加入は認められないこと、また、国土交通省直轄工事等においては掛金収納書の提出が求められていることに照らし、共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っていると認められる場合には、契約締結が名目的なものに過ぎず、加入とは判断しないこととなる。</p>
<p>項番 45</p>	<p>「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は、「2」を記入すること。</p> <p>(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。</p> <p>注) 就業規則（退職金規程）において、「退職一時金」の支払いの原資を「建設業退職金共済制度（建退共）による」としている場合は「2」を記入すること（建退共の導入は項番44において加点しており、二重に加点することはできません。）。</p> <p><b>提示(確認)書類：</b>退職金制度を定めている場合、それを示す労働協約もしくは就業規則又はその抜粋。（就業規則は、労働基準監督署の届出印のあるもの）</p> <p>(2) 独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約（上記項番44で対象とする共済契約）以外の退職金共済契約が締結されていること。</p> <p><b>提示(確認)書類：</b>中小企業退職共済制度への加入証明又は共済契約書等</p>

(3) 所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済について契約が締結されていること。

提示(確認)書類：特定退職金共済制度への加入証明又は共済契約書等

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

提示(確認)書類：厚生年金基金加入証明書

(5) 法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

提示(確認)書類：適格退職年金契約書等（適格退職年金契約書については、法人税法附則第20条第3項に定める「適格退職年金」契約であることが確認できる書類であること「適格退職年金」の語句が記載された契約書もしくは保険会社が発行した証明書）

(6) 確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

提示(確認)書類：企業年金基金の発行する加入証明書（確定給付企業年金：企業型）もしくは資産管理運用機関の発行する加入証明書等（確定給付企業年金：規約型）

(7) 確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金が導入されていること。

提示(確認)書類：確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書（企業年金型）

#### 《所得税法施行令第73条第1項 抜粋》

特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、民法第34条（公益法人の設立）の規定により設立された法人で退職金共済事業を主たる目的とするものその他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、税務署長の承認を受けたもの。

##### ・退職金共済事業の要件（要約）

事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給すること。

事業主のみがその掛金を負担すること。

事業主である個人若しくはこれと生計を同一にする親族、法人の役員を被共済者に含まないこと。

#### 《法人税法附則第20条第3項 抜粋》

適格退職年金契約とは退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

##### ・政令で定める要件＝法人税法施行令附則第16条（要約）

契約の内容について国税庁長官の承認を受けたものであること。

事業主がその使用人を保険金受取人又は共済金受取人として掛金又は保険金を払い込むこと。

事業主である個人若しくはこれと生計を同一にする親族、法人の役員が受取人に含まれていないこと。

	<p style="text-align: center;"><u>ただし、平成14年3月31日以前に契約締結したものが対象</u></p> <p><b>《確定給付企業年金》</b></p> <p>事業主が従業員と年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金型企業年金は厚生労働大臣の基金の設立認可を要する。</li> <li>・規約型企業年金は厚生労働大臣の承認を要する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>平成14年4月1日より施行</u></p> <p><b>《確定拠出年金》</b></p> <p>厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けたもの。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>平成13年10月1日より施行</u></p>
<p>項番 46</p>	<p>「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。</p> <p><b>提示(確認)書類</b></p> <p>(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者又は(一社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証する書面</p> <p>保険会社の労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券の写し。保険会社に加入している場合で、保険証券による要件が確認できない場合は証明書を発行してもらうこと。</p> <p>なお、準記名式の普通傷害保険については、政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであることが確認された場合に加点対象となるが、その確認方法としては、審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面により確認する。</p> <p><b>法定外労働災害補償制度の要件</b></p> <p>下記の ~ のすべてに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とすること。</li> <li>直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。</li> <li>少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること。ただし、業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない。</li> </ul> <p>なお、次の事項について留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同企業体及び海外工事を除く全工事現場を補償するものは対象となるが、工事</li> </ul>

	<p>現場単位で加入する制度や記名式の制度は、一般的には上記の要件を満たしていることが確認できないものであるため、対象とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準記名式の普通障害保険については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであること</li> <li>(b) 被保険者数が上記の要件を満たすものであることが確認された場合のみ加点対象とする。</li> </ul> </li> <li>建設業者団体、互助会等（以下「建設業者団体等」という。）が取り扱ういわゆる団体保険制度について、建設業者団体等と保険会社との間で上記の要件に該当する契約が締結されている場合には、申請者と保険会社との間で契約が締結されているものとみなして加点対象とする。</li> </ul>
<p>項番 47</p>	<p>「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率（小数点第二位以下切捨て）で表し、記載すること。</p>
<p>項番 48</p>	<p>「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。</p> <p>また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に が付され、審査基準日において満35歳未満の者の人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率（小数点第二位以下切捨て）で表し、記載すること。</p>
<p>項番 49</p>	<p>「CPD単位取得数」の欄は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある建設業者に所属する技術者（技術者数の欄に計上した技術者）が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の合計数とする。</p> <p>なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つをもとにCPD単位取得数を算出するものとする。</p> <p>各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする（算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各技術者のCPD単位は以下の算式で算出する。</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">       審査対象年（審査基準日以前1年間）にCPD認定団体によって修得を認定された単位数     </div> <div style="margin: 0 10px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">       告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値     </div> <div style="margin-left: 10px;">× 30</div> </div>

## 告示別表第18 (CPD認定団体)

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(一社)長崎県建築士会の証明書は、(公社)日本建築士会連合会の証明書とみなします。

「技術者数」の欄は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある職員(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む)のうち、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ(主任技術者)又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハ(監理技術者)に該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者(技士補)の数とする。

注)CPD単位取得数が「0」の場合でも、技術者数は記入すること。

提示(確認)書類

- ・CPD認定団体によるCPD単位取得証明書(実績証明書)
- ・技術者に係る、検定若しくは試験の合格証その他資格を証明する書面の写し
- ・長崎県独自様式 CPD単位取得数等計算表(当様式は提出必須とします。ただし、CPD単位取得数が「0」の場合は、提出しなくとも可とします。)

項番 50

「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に計上した技能者が、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数とする。

なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査するため、初めて評価を受けレベル2以上に認定された者もレベル向上者数に含まれます。

「技能者数」の欄は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）で、かつ審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者の数とする。

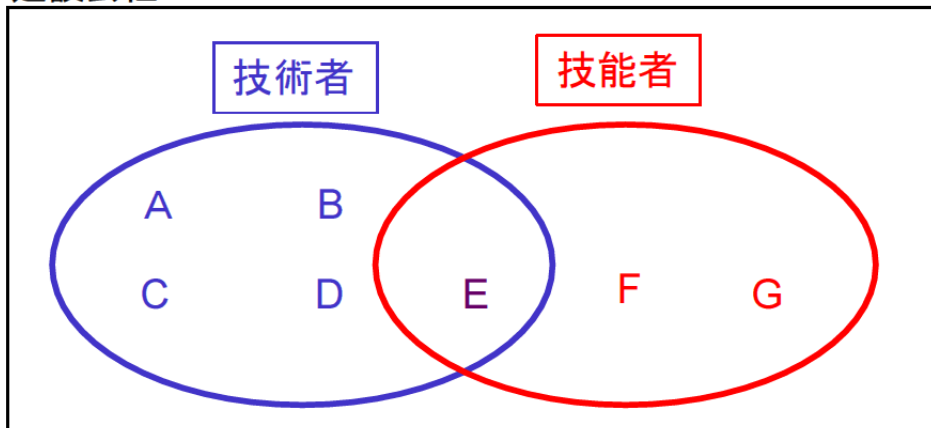
「控除対象者」の欄は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者で、かつ審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者の数とする。

注1) 技能レベル向上者数が「0」の場合でも、技能者数は記入すること。

注2) 項番49の技術者と項番50の技能者のいずれの定義にも当てはまる者は、技術者としても技能者としても評価されます。

## 技術者と技能者の区別

建設会社Y



- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。  
(=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。)

	<p>提示(確認)書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 能力評価(レベル判定)結果通知書</li> <li>・ 技能者の氏名、生年月日、職種、社会保険等加入状況が記載された施工体制台帳の作業員名簿</li> </ul> <p>施工体制台帳の作成義務がない建設工事に従事した者であっても「技能者」としての定義に当てはまる場合は技能者となります(施工体制台帳の作業員名簿に登載された者のみに限定されません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長崎県独自様式 技能レベル向上者数計算表(当様式は提出必須とします。ただし、技能レベル向上者数が「0」の場合は、提出しなくとも可とします。)</li> </ul>
項番 51	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況の欄は、審査基準日において、労働局から「えるぼし」の認定を受けていること</p> <p>えるぼし(1段階目)は「1」、えるぼし(2段階目)は「2」、えるぼし(3段階目)は「3」、プラチナえるぼしは「4」、非該当は「5」を記載する。</p> <p>提示(確認)書類：えるぼし認定証の写し</p>
項番 52	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況の欄は、審査基準日において、労働局から「くるみん」の認定を受けていること</p> <p>くるみんは「1」、トライくるみんは「2」、プラチナくるみんは「3」、非該当は「4」を記載する。</p> <p>提示(確認)書類：くるみん認定証の写し</p>
項番 53	<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況の欄は、審査基準日において、労働局から「ユースエール」の認定を受けていること</p> <p>ユースエール「1」、非該当は「2」を記載する。</p> <p>提示(確認)書類：ユースエール認定証の写し</p>
項番 54	<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の欄は、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事で、CCUS上での現場・契約情報の登録を行い建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備していること。</p> <p>直接入力によらない方法 就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<a href="https://www.auth.ccus.jp/p/certified">https://www.auth.ccus.jp/p/certified</a>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等</p> <p>全ての建設工事で実施「1」、全ての公共工事で実施「2」、非該当は「3」を記載する。</p> <p><b>提出書類：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書【様式第6号】(押印不要)</b></p>
項番 55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「営業年数」の欄は、「初めて許可(登録)を受けた年月日」から審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又</li> </ul>

	<p>は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてからの営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。(年に満たない端数は切り捨てる)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「休業等期間」の欄は、営業休止(建設業の許可を受けずに営業を行っていた場合を含む)していた年月を記入すること。</li> <li>・「備考(組織変更等)」は有限会社から株式会社が変わった等あればその旨記入する。(例:H17.2.1(有)から(株)へ組織変更)</li> </ul> <p><b>提示(確認)書類:最初に許可を受けたときの許可通知書、許可証明書又は直近の許可申請書に添付した営業の沿革(様式 第二十号)。</b></p>
項番 56	<p>「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。</p> <p><b>提示(確認)書類:民事再生・会社更生手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面</b></p>
項番 57	<p>「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国の機関(特殊法人等を含む)又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結(建設業協会等の団体が防災協定を締結している場合で当該団体に加入し、かつ申請者が防災活動に一定の役割を果たす場合を含む。)している場合「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。家畜伝染病にかかる防除協定も対象となる。(例:鳥インフルエンザ防除)</p> <p><b>提示(確認)書類:審査基準日において国、特殊法人又は公共団体と防災協定を締結していることを証する書類(原本又は写)</b></p>
項番 58	<p>「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年(審査基準日以前1年間)において、法28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。</p>
項番 59	<p>「指示処分の有無」の欄は、審査対象年(審査基準日以前1年間)において、法28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。</p>
項番 60	<p>「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行なっている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合)は「1」を、会計参与の設置を行なっている場合(会計参与報告書が作成されている場合)は「2」を、建設業に従事する職員のうち、経理事務の責任者であって、項番61のアからエのいずれかに該当する者が、経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれのも該当しない場合は「4」を記入すること。</p> <p><b>提示(確認)書類: 有価証券報告書の原本若しくは監査証明書の写し 会計参与報告書の写し 経理処理の適正を確認した旨の書類</b></p>



<p>項番 61</p>	<p>「公認会計士等の数」の欄</p> <p>建設業に従事する常勤職員のうち、以下のアからエに該当する者の審査基準日における人数を記入する。</p> <p>ア 審査基準日において、規則第18条の3第3項第2号イに該当する者（公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修、並びに税理士であって、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの）</p> <p>イ 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日（4月1日。以下、同じ。）から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>ウ 1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>エ 規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（以下の～）</p> <p>登録経理試験の1級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において1年を経過しないもの</p> <p>常勤性については、項番19「技術職員数」と同様。</p> <p>提示(確認)書類</p> <p>ア 公認会計士及び税理士の研修受講を証明する書面</p> <p>イ 1級登録経理試験の合格証</p> <p>ウ 登録経理講習の受講を証明する書面</p> <p>エ 1級登録経理試験の合格証 一般財団法人建設業振興基金が実施する講習の受講を証明する書面 公認会計士の合格証又は税理士の合格証</p>
<p>項番 62</p>	<p>「二級登録経理試験合格者の数」の欄</p> <p>建設業に従事する職員のうち、以下のアからウに該当する者の数を記入</p> <p>ア 2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>イ 2級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日（4月1日。以下、同じ。）から起算して審査基準日において5年を経過しないもの</p> <p>ウ 規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者</p> <p>登録経理試験の2級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講し</p>

	<p>た日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しないもの。</p> <p><b>提示(確認)書類</b></p> <p>ア 2級登録経理試験の合格証</p> <p>イ 登録経理講習の受講を証明する書面</p> <p>ウ 2級登録経理試験の合格証</p> <p>一般財団法人建設業振興基金が実施する講習の受講を証明する書面</p>
<p>項番 63</p>	<p>「研究開発費(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均を記入すること。ただし、会計監査人設置会社(項番52監査の受審状況で「1」を記入した場合)以外の建設業者は「0」を記入すること。</p> <p>記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。</p> <p><b>提示(確認)書類：注記表建設業法施行規則(別記様式第17号の2)</b></p>
<p>項番 64</p>	<p>「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、以下の要件を満たす建設機械が対象となるのでその台数を記入すること。(加対象は15台まで)</p> <p><b>レンタル機械は対象外</b></p> <p><b>【建設機械の種類】</b></p> <p><u>ショベル系掘削機</u>(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)</p> <p><u>ブルドーザー</u>(自重3トン以上のもの)</p> <p><u>トラクターショベル</u>(バケット容量0.4立方メートル以上のもの)</p> <p><u>モーターグレーダー</u>(自重5トン以上のもの)</p> <p><u>移動式クレーン</u>(つり上げ荷重3トン以上のもの)</p> <p><u>締固め用機械</u>(自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」等が該当)</p> <p><u>解体用機械</u>(「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」等が該当)</p> <p><u>高所作業車</u>(作業床の高さ2m以上)</p> <p><u>ダンプ車</u>(<b>土砂の運搬が可能な全てのダンプ</b>)</p> <p>車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」との記載があること。</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>～ 共通</p> <p>審査基準日において自ら所有し又はリース契約(審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用されていること。</p> <p>～ について</p> <p>審査基準日以前1年以内に労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けていること。</p> <p>～ について</p> <p>審査基準日が移動式クレーン検査証の有効期間内に含まれること。</p>

	<p>⑩について</p> <p>審査基準日が車検証の有効期間内に含まれ、車検証車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」との記載があること。</p> <p><b>提示(確認)書類(原本又は写)</b></p> <p>～、～について</p> <p>建設機械の売買契約書又はリース契約書(審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。)及び特定自主検査記録表等(検査日が審査基準日以前1年以内)</p> <p>__について</p> <p>建設機械の売買契約書又はリース契約書及び移動式クレーン検査証(審査基準日がある有効期間内にある)</p> <p>「ユニック車」においてもクレーン等安全規則に定める定期自主検査を受けている場合対象とする。</p> <p>__について</p> <p>建設機械の売買契約書又はリース契約書及び自動車検査証(審査基準日がある有効期間内にあり、車検証に車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」との記載があること。)</p> <p><b>建設機械の売買契約書又はリース契約書の提示が困難な場合(紛失等)、販売店が発行する証明書又はそれに類する書面[ただし、販売日又はリース期間、販売先の名称及び機械の型式が明記され、販売者の証明印が押印されているもの。]による代用を認めるものとする。</b></p>
<p>項番 65</p>	<p>エコアクション21の認証の有無の欄は、審査基準日において、エコアクション21に登録されている場合は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。</p> <p>(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店に限られている場合を除く。)</p> <p><b>提示(確認)書類: エコアクション21の認証を証明する書類(認証登録証明書)</b></p>
<p>項番 66、67</p>	<p>「ISO9001の登録の有無」及び「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号及び国際標準化機構第14001号の規格に登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。</p> <p><b>提示(確認)書類: ISO9001、14001の審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)、付属書の写し</b></p>



# 長崎県独自様式 CPD単位取得数等計算表の見本

## 長崎県独自様式 CPD単位取得数等計算表

・本様式は、項番61の「CPD単位取得数」及び「技術者数」を算出する際に用います。

許可番号	商号または名称
12345	長崎県土木部（株）

CPD単位取得数	技術者数
99	30

通番	技術者氏名	CPD取得 ユニット数	CPD 認定団体 コード	CPD 認定団体 係数	CPD単位
1	長崎 太郎	10	9	20	15
2	佐世保 次郎	0			0
3	諫早 三郎	30	15	12	30
4	島原 湯五郎	20	9	20	30
5	五島 四郎	10	15	12	24

コード	CPD認定団体	係数
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50
2	(一財) 建設業振興基金	12
3	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50
4	(一社) 交通工学研究会	50
5	(公社) 地盤工学会	50
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
10	(一社) 全日本建設技術協会	25
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
12	(公社) 土木学会	50
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50
14	(公社) 日本技術士会	50
15	(公社) 日本建築士会連合会	12
16	(公社) 日本造園学会	50
17	(公社) 日本都市計画学会	50
18	(公社) 農業農村工学会	50
19	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
20	(公社) 日本建築家協会	12
21	(一社) 日本建設業連合会	12
22	(一社) 日本建築学会	12
23	(一社) 建築設備技術者協会	12
24	(一社) 電気設備学会	12
25	(一社) 日本設備設計事務所協会連合会	12
26	(公財) 建築技術教育普及センター	12
27	(一社) 日本建築構造技術者協会	12

**入力要領**

①技術者氏名を入力する。※下記、注1、注2に該当する技術者の全てを入力

②技術者の審査基準日以前1年間のCPD取得ユニット数を入力する。

③CPD認定団体コードを入力する。

④CPD単位取得数と技術者数を申請書の項番61に写す。

**注1** 技術者とは、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある職員（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においては事業主を含む）のうち、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ（**主任技術者**）又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハ（**監理技術者**）に該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者（**技士補**）のことです。

**注2** レベル3及びレベル4技能者は、項番61の技術者（主任技術者、監理技術者、技士補）には該当しません。よって、この計算表には記載しないでください。ただし、レベル3及びレベル4技能者で、かつ主任技術者又は監理技術者に該当する者又は技士補については技術者に該当しますので、この計算表に記載してください。

**注3** 複数のCPD認定団体により単位を修得している場合、いずれか1つのCPD認定団体の単位をもとに算出します。

CPD単位取得数が「0」の場合は、当様式の提出は不要です。

# 長崎県独自様式 技能レベル向上者数等計算表の見本

## 長崎県独自様式 技能レベル向上者数等計算表

本様式は、別紙3「知識及び技術又は技能の向上に関する取り組み状況」内の項番62「技能レベル向上者数」、「技能者数」及び「控除対象者数」を算出する際に用います。

許可番号	商号または名称
12345	長崎県庁監理課(株)

技能レベル向上者数	技能者数	控除対象者数
3	5	0

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象者
1	長崎 次郎	昭和25年4月5日	平成31年4月30日	有	
2	佐世保 五郎	昭和53年4月30日	令和2年8月20日	有	
3	諫早 次郎	平成5年11月29日	令和1年12月1日	有	
4	島原 三郎	昭和53年4月1日			
5	五島 四郎	昭和30年6月5日	令和1年5月30日		
6					
7					
8					
9					
10	<b>入力要領</b>				
11	① 「氏名」の欄には、技能者の氏名を記載すること（技能者とは、審査基準日以前三年間に工事の施工に従事した者のことです。工事の施工と管理の両方に従事した者は技能者として計上できますが、監理技術者や主任技術者として工事の管理のみに従事した者は技能者ではありません。）。				
12	② 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。				
13	③ 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、「有」を選択すること。				
14	④ 「控除対象者」の欄には、審査基準日の三年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、「対象」を選択すること。				
15	⑤ 技能レベル向上者数、技能者数、控除対象者数を申請書の項番62に写す。				
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

技能レベル向上数が「0」の場合は、当様式の提出は不要です。

## [ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式2号） ]

### 記入例

様式第2号

項番：60「監査の受審状況」において「3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択した場合の確認書類として必要。

(用紙A4)

### 経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、(株)長崎組の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第18期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長  
北海道開発局長  
長崎県知事 殿

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期間と期を記入

資格を持つ者(項番60参照)が記入

商号又は名称 (株)長崎組  
所属・役職 総務課 課長

氏名 山田 太郎

以上

## 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権            未成工事支出金等の棚卸資産            貸付金等の金銭債権            借入金等の金銭債務            完成工事高、兼業事業売上高            完成工事原価、兼業事業売上原価            支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。



固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し修正額を特別損失に計上している。
	予測できない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
繰延資産	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
金銭債務	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
未成工事受入金	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。

法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 （全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 当期に会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

**[ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 (様式第6号) ]**

**記入例**

様式第6号

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書  
及び  
情報共有に関する同意書

対象事業年度を記載

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの期間について、以下のとおり、建設工事に従事する就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法施行規則27条26項に定める国土交通省又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

項番：54「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」に該当する場合に提出

長崎県知事 殿

令和5年1月10日

建設キャリアアップシステム事業者IDを記載

建設キャリアアップシステム事業者ID  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

住 所 長崎市尾上町3-1

商号又は氏名 (有)長崎県建設

代表者氏名 長崎 太郎

押印不要

「1」または「2」を記載

申請区分 **1** (1.全ての建設工事 2,全ての公共工事)

「0」または「空欄」は対象外

科 目		件 数
措置実施工事		5 件
措置未実施工事	軽微な工事	2 件
	災害応急対策	1 件
合 計		8 件

# 5 . 技術職員名簿 (別紙二)

別紙二

(例) 審査基準日を令和4年11月30日とした場合

(用紙A4)

20005

## 記入例

### 技術職員名簿

審査基準日以前1年間に新規に技術職員となった者を記入  
 審査基準日を令和4年11月30日とした場合  
 令和3年12月1日～令和4年11月30日に新たに技術職員となったものが対象

項番 81001頁

ページ数は必ず記載する

申請者

通番	掲載者氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード		有資格区分コード		講習受講		監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数	
				12	14	19	19					
1		昭和62年12月2日	34	8	2	0	1	2	1	4	2	
2		昭和62年12月1日	35	8	2	0	1	1	1	3	1	第 号
3		昭和57年12月21日	39	8	2	0	1	1	1	3	1	第 号
4		昭和58年12月1日	40	8	2	0	5	2	7	3	2	
5		昭和52年7月10日	45	8	2	0	1	1	1	3	1	第 号
6		昭和50年2月2日	47	8	2	0	1	1	4	1	1	第 号
7		昭和41年8月8日	56	8	2	0	1	1	1	3	1	第 号
8		昭和28年10月10日	69	8	2	0	1	1	4	1	1	第 号
9		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
		年 月 日		8	2							
30		年 月 日		8	2							

注) 技術者氏名は、満年齢の若い順に記載すること。

監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入する。

審査基準日時点の満年齢を記載  
 (例) 審査基準日が令和4年11月30日の場合においては、生年月日が  
 ・昭和62年12月1日以前の者は満35歳以上となる。  
 ・昭和62年12月2日以降の者は満35歳未満となる。

項番61で算出した、各技術者のCPD単位取得数を記載する。

満年齢の起算日は生まれた日となるため、誕生日の前日をもって歳をとる。(年齢計算ニ関スル法律参照)

「講習受講」欄について  
 申請する業種について、次の から の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入  
 法第15条第2号イに該当する者であること(技術検定(1級)、建築士免許(1級)及び技術士)  
 監理技術者資格者証の交付を受けていること  
 法第26条の4から6の規定による講習を受講し修了証の交付を受け、  
 審査基準日において、受講した日の属する年の翌年から積算して5年経過していないこと。  
 大臣認定、10年以上実務経験の者は該当しない。

審査対象業種の中から技術職員1人につき2業種のみ申請可  
 (2業種の考え方)  
 ・1資格から2業種選択でもOK  
 例: 土木施工管理技士 土木・舗装  
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入  
 ・2資格から1業種ずつ選択でもOK  
 例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士 土木・建築

## [技術職員名簿（別紙二）の記入要領と注意点]

この名簿は、項番04の「審査基準日」に記入した日において在籍する技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用をうけているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。

なお、**一人の技術職員につき技術職員として申請できる業種の数**は2までであり、**また1業種について2つの資格を申請することはできない。**

### [審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係の期間計算の取扱い]

- ア 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
- イ 起算日の6か月前の月の応当日の翌日を6か月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6か月前とする。
- ウ 6か月前の前日を6か月と1日前とする。

#### [恒常的雇用関係の期間の計算例]

審査基準日（決算日）	6ヶ月前（参考）	6ヶ月と1日前
7月31日	1月31日	1月30日
8月31日	3月1日	2月28日 (うるう年)2月29日
9月30日	3月30日	3月29日
10月31日	5月1日	4月30日
11月30日	5月30日	5月29日
12月31日	7月1日	6月30日
1月31日	前年7月31日	前年7月30日
2月28日 (うるう年)2月29日	前年8月28日 前年8月29日	前年8月27日 前年8月28日
3月31日	前年10月1日	前年9月30日
4月30日	前年10月30日	前年10月29日
5月31日	前年12月1日	前年11月30日
6月30日	前年12月30日	前年12月29日
4月1日	前年10月1日	前年9月30日
10月1日	3月31日	3月30日
6月15日	前年12月15日	前年12月14日

雇用期間が限定されている者のうち継続雇用制度の対象者がある場合は、様式第3号継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿を作成すること。

《高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号 抜粋》

定年（六十五歳未満の者に限る。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、高年齢者雇用確保措置のいずれかを講じなければならない。

・継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその後も引き続いて雇用する制度をいう。）の導入

「常勤の使用人」の考え方

- (ア) 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであるため、ここでいう常勤の使用人には該当しない。
- (イ) 「農閑期だけ」又は「この工事が済むまで」というものも雇用期間を限定されたものであるため、該当しない。
- (ウ) 他の従業員が25日の勤務であるにもかかわらず、当該者が10日の勤務だけでよいというのは、「常勤」の要件に欠けると考えられる。また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日4時間の勤務だけでよいというのも、「常勤」の要件に欠けると考えられる。

病気、事故等による休職中の場合、以下の3つを満たす場合は技術職員として認められる。

休職期間が6ヶ月未満であること。

休職期間中にも社会保険又は雇用保険に加入していること。

休職期間中に一定額の給与等の支給があること。

項番 81	「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td></tr></table> 、12枚目であれば <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td></tr></table> 、のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。	0	0	3	0	1	2
0	0	3					
0	1	2					

項番 82	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者氏名は満年齢の若い順に記載すること。</li> <li>・「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、印を記入すること。</li> <li>・「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。</li> <li>・「業種コード」の欄は、経営規模等評価対象建設業のうち、技術職員数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。</li> </ul>
-------	--

建設業の種類コード					建設業の種類コード													
土	木	工	事	業	01	ガ	ラ	ス	工	事	業	16						
建	築	工	事	業	02	塗	装	工	事	業	17							
大	工	工	事	業	03	防	水	工	事	業	18							
左	官	工	事	業	04	内	装	仕	上	工	事	業	19					
と	び	・	土	工	工	事	業	05	機	械	器	具	設	置	工	事	業	20
石		工	事	業	06	熱	絶	縁	工	事	業	21						
屋	根	工	事	業	07	電	気	通	信	工	事	業	22					
電	気	工	事	業	08	造	園	工	事	業	23							
管	工	事	業	09	さ	く	井	工	事	業	24							
タイル	・	れんが	・	ブロック	工	事	業	10	建	具	工	事	業	25				
鋼	構	造	物	工	事	業	11	水	道	施	設	工	事	業	26			
鉄	筋	工	事	業	12	消	防	施	設	工	事	業	27					
舗	装	工	事	業	13	清	掃	施	設	工	事	業	28					
し	ゆ	ん	せ	つ	工	事	業	14	解	体	工	事	業	29				
板	金	工	事	業	15													

・「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格等のうち、「業種コード」

の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて要領に掲載されている技術職員 有資格区分コード表の分類に従い該当するコードを記載すること。

・「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者（技術検定（1級）、建築士免許（1級）及び技術士）が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から6の規定による講習を受講し修了証の交付を受け、審査基準日において、受講した日の属する年の翌年から積算して5年を経過していない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入する。

・「監理技術者資格者証交付番号」欄は、法第27条の18第1項の規定により**監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。**

・「CPD単位取得数」の欄は、項番49で算出した、各技術者のCPD単位数を記載する。

**項番81～82の提示（確認）書類：**

**技術職員の資格者証（原本又は写）**

技術職員名簿に記載されている資格のすべてについて提示し、名簿に記載してある順番に整理しておくこと。（登録基幹技能者講習修了証、実務経験証明書及び卒業証明書も含む）

実務経験証明書の提示が必要な場合は、記載例を参照し作成すること。

「1級国家資格者かつ監理技術者講習受講者」については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証。

能力評価基準においてレベル判定された技能者（建設キャリアアップシステム）については、能力評価（レベル判定）結果通知書を添付してください。

監理技術補佐の要件及び根拠は以下のとおり

➤ 主任技術者かつ1級技士補の者

「第一次検定の合格を証明する書面の写し（合格証明書、通知書など）」及び「主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料（合格証明書、登録証、実務経験証明書など）」

➤ 監理技術者となる資格を有する者（特定建設業指定7業種を除く）

「監理技術者資格者証」もしくは「実務経験証明書（10年又は卒業証明書+3年又は5年）及び指導監督的実務経験証明書（実務経験の内容を確認できる契約書、注文書の全てを添付）」

一級又は二級技士補については「試験の合格証」、「実務経験証明書」及び「（長崎県指定様式）技術者要件確認表」

**技術職員の常勤性及び審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認書類**

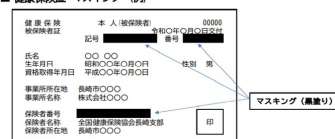
**下記のいずれかの書類**

1. 技術職員の事業所の名称の記載がある

「健康保険証」

必ずマスキングすること。

■ 健康保険証 マスキング（例）



2. 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「事業所別被保険者台帳照会」の写し

3. 審査基準日後に退職している場合は「雇用保険被保険者資格喪失届」又は「健康保険被保険者資格喪失届」

4. 所得税確定申告書2期分 個人事業主の場合

5. 出勤簿及び源泉徴収票

社会保険・雇用保険加入が「適用除外」に該当し、上記1又は2で審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の常勤性を確認できない場合に限る。

6. 出向社員については「出向契約書又は出向協定書+出向辞令書」(出向者

氏名及び出向期間が確認できるもの)及び「出向元の上記1又は2の書類」。

7. 役員等の被扶養者で雇用保険が適用されない場合は、健康保険証(被扶養者用)及び上記5の書類、個人事業の専従者の場合は、確定申告書(専従者欄の記載)及び上記5の書類。

注) 上記の場合であっても、給与台帳等により「常勤の使用人」の形態と認めがたい時は職員数に加えないこともあります。

**役員を含む全職員の給与台帳(審査基準日直前の12月分)**

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象者がいる場合は、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)及び常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。





技術職員 有資格区分コード表

「5」...5点(技術職員区分1級)、「4」...4点(技術職員区分:管理補佐)、「3」...3点(技術職員区分:基幹技能者)、「2」...2点(技術職員区分:2級)

「1」...1点(技術職員区分:その他)、「1\*」...1点(実務経験3年)、「1+」...1点(実務経験5年)

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																											
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 夕	11 銅	12 筋	13 舗	14 し	15 板	16 力	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 開	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清
171	建築大工(1級)				2																								
271	建築大工(2級)				1																								
164	型枠施工(1級)				2	2																							
264	型枠施工(2級)				1	1																							
172	左官(1級)				2																								
272	左官(2級)				1																								
157	とび・とび工(1級)					2																						2	
257	とび・とび工(2級)					1																						1	
173	コンクリート圧送施工(1級)					2																							
273	コンクリート圧送施工(2級)					1																							
166	ウエルポイント施工(1級)					2																							
266	ウエルポイント施工(2級)					1																							
174	冷凍空調機器施工:空調設備配管(1級)									2																			
274	冷凍空調機器施工:空調設備配管(2級)									1																			
175	給排水衛生設備配管(1級)									2																			
275	給排水衛生設備配管(2級)									1																			
176	配管・配管工(1級)(注1)									2																			
276	配管・配管工(2級)(注1)									1																			
170	建築板金「タクト板金作業」(1級)									2																			
270	建築板金「タクト板金作業」(2級)									1	1																		
177	タイル張り・タイル張り工(1級)											2																	
277	タイル張り・タイル張り工(2級)											1																	
178	築炉・築炉工:れんが積み(1級)											2																	
278	築炉・築炉工:れんが積み(2級)											1																	
179	ブロー建築・ブロー建築工:コカイト積みブロー施工(1級)									2																			
279	ブロー建築・ブロー建築工:コカイト積みブロー施工(2級)									1																			
180	石工・石材施工:石積み(1級)											2																	
280	石工・石材施工:石積み(2級)											1																	
181	鉄工・製罐(1級)(注2)																												
281	鉄工・製罐(2級)(注2)																												
182	鉄筋組立て:鉄筋施工(1級)(注3)																												
282	鉄筋組立て:鉄筋施工(2級)(注3)																												
183	工場板金(1級)																												
283	工場板金(2級)																												
184	板金・建築板金:板金工(1級)(注4)																												
284	板金・建築板金:板金工(2級)(注4)																												
185	板金・板金工:打出し板金(1級)																												
285	板金・板金工:打出し板金(2級)																												
186	かわらぶき・スレート施工(1級)																												
286	かわらぶき・スレート施工(2級)																												
187	ガラス施工(1級)																												
287	ガラス施工(2級)																												
188	塗装・木工塗装:木工塗装工(1級)																												
288	塗装・木工塗装:木工塗装工(2級)																												
189	建築塗装:建築塗装工(1級)																												
289	建築塗装:建築塗装工(2級)																												
190	金属塗装:金属塗装工(1級)																												
290	金属塗装:金属塗装工(2級)																												
191	噴霧塗装(1級)																												
291	噴霧塗装(2級)																												
167	路面標示施工																												
192	畳製作・畳工(1級)																												
292	畳製作・畳工(2級)																												
193	内装仕上げ施工:カー施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工:表装・表具・表具工(1級)																												
293	内装仕上げ施工:カー施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工:表装・表具・表具工(2級)																												
194	熱絶縁施工(1級)																												
294	熱絶縁施工(2級)																												
195	建具製作:建具工・木工(注5)・カーテン・カーテン工:サツ施工(1級)																												
295	建具製作:建具工・木工(注5)・カーテン・カーテン工:サツ施工(2級)																												
196	造園(1級)																												
296	造園(2級)																												
197	防水施工(1級)																												
297	防水施工(2級)																												
198	さく井(1級)																												
298	さく井(2級)																												
061	地すべり防止工事																												
040	基礎くい工事																												
062	建築設備士																												
063	計装																												
060	解体工事																												
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
その他	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11-98に該当するものを除く)及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

備考

- 資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。
- (注1) 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工:昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 塗装:昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

解体工事業についての注意事項

- (ア)土木施工管理技士及び建築施工管理技士において、平成27年度までの合格者に対しては、「国土省の登録を受けた講習の受講又は解体工事に関する1年以上の実務経験」が必要(省令附則第2条)
- (イ)当面の間、「国土省の登録を受けた講習の受講又は1年以上の実務経験」が必要(附則第3条第1項)

(別表) (五) 外国建設業者における技術職員資格コード表

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	ほ装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //

コード	資 格 区 分
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工事業 //
506	石工事業 //
507	屋根工事業 //
508	電気工事業 //
509	管工事業 //
510	タイル・れんが・ブロック工事業 //
511	鋼構造物工事業 //
512	鉄筋工事業 //
513	ほ装工事業 //
514	しゅんせつ工事業 //
515	板金工事業 //
516	ガラス工事業 //
517	塗装工事業 //
518	防水工事業 //
519	内装仕上工事業 //
520	機械器具設置工事業 //
521	熱絶縁工事業 //
522	電気通信工事業 //
523	造園工事業 //
524	さく井工事業 //
525	建具工事業 //
526	水道施設工事業 //
527	消防施設工事業 //
528	清掃施設工事業 //
529	解体工事業 //
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備 考

1級技術者.....法第15条第2号イに該当する者

2級技術者.....法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号八に該当することとなるものに合格した者又は法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号八に該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者

その他の技術者.....法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号八に該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了したものの.....第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を修了した者で1級技術者

## 建設業の業種別指定学科（法第7条第2号イ該当）

学校教育法による高等学校（卒業後実務経験が5年必要）

同法による大学・高等専門学校（卒業後実務経験が3年必要）

許可を受けようとする 建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

卒業証明書（写可）と実務経験証明書（様式第9号）を提示してください。

# [継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿]

## 記入例

様式第3号

(用紙A4)

### 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長  
北海道開発局長  
長崎県 知事 殿

令和 年 月 日

住 所 長崎市尾上町3-1  
商号又は名称 (株)長崎組  
代表者氏名 代表取締役 長崎 太郎

通番	氏名	生年月日
5		昭和 年 月 日

雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る)について、別紙2技術職員名簿に記載の通番、氏名及び生年月日を記入すること

#### 記載要領

- 1 この名簿は定年退職後、継続雇用制度により雇用されている者(65歳以下の者に限る。)についてのみ記載すること。
- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」については、不要のものを消すこと。
- 3 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。
- 4 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

# [実務経験証明書（様式第九号）]

## 記入例

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

### 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**土木一式** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(株)長崎組

証 明 者

代表取締役 長崎太郎

被証明者との関係

社員

記

技 術 者 の 氏 名	五 島 市 郎	生年月日	S50.5.5	使用された期間	12 年 4 月から 28 年 3 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	(株)長崎組				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
技術職員	老人ホーム造成工事	外6件		12年 4月から13年 3月まで	
〃	一般県道 線道路改良工事	外8件		13年 4月から14年 3月まで	
〃	団地造成工事	外9件		14年 4月から15年 3月まで	
〃	長崎市 農道整備工事	外5件		15年 4月から16年 3月まで	
〃	川砂防自然災害防止工事	外11件		16年 4月から17年 3月まで	
〃	主要地方道 線道路災害防除工事	外10件		17年 4月から18年 3月まで	
〃	マンション造成工事	外4件		18年 4月から19年 3月まで	
〃	川改修工事	外7件		19年 4月から20年 3月まで	
〃	地区排水路工事	外5件		20年 4月から21年 3月まで	
〃	一般県道 線道路改良工事	外6件		21年 4月から22年 3月まで	
〃	地区用水路工事	外4件		22年 4月から23年 3月まで	
〃	主要地方道 線道路災害復旧工事	外10件		23年 4月から24年 3月まで	
〃	国道 線道路改良工事	外8件		24年 4月から25年 3月まで	
〃	川改修工事	外9件		25年 4月から26年 3月まで	
〃	線道路改良工事	外7件		26年 4月から27年 3月まで	
〃	県道 線道路改良工事	外8件		27年 4月から28年 3月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 16 年 0 月	

#### 記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

## [ 実務経験証明書（様式第九号）の記入要領と注意点 ]

- ・この証明書は経営規模等評価申請書（別紙二）技術職員名簿の実務経験について証明するための提示書類です。
- ・この証明書は技術職員名簿に記載した者のうち、実務経験の確認が必要な被証明者1人について証明者別に作成すること。

技術職員名簿の有資格区分コードが「001」「002」の場合、及び第二種電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、工事担任者（『「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタル通信」』又は「総合通信」）、給水装置工事主任技術者並びに職業能力開発促進法による資格のうち2級の資格取得者及び民間資格の地すべり防止工事士、建築設備資格者、計装士は実務経験が必要である。

- ・「実務経験」とは、建設工事に関する技術上の経験をいい、したがって、建設工事の施工を指揮・監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験も含まれる。
- ・「証明者」は原則として使用者であることとする。使用者の証明を得ることができない正当な理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を記載して、当該事実を証し得る他の者（例えば当時の上司等）の証明とすることができる。
- ・「使用者の商号又は名称」の欄には、実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記載すること。
- ・「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載すること。
- ・「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載するものとし、その内容が明らかになるよう記載すること。（記入例参照）
- ・「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記載し当該合計年数が必要年数を満たしていること。ただし、**経験期間が重複しているものは二重に計算しない。**

異なる種類の複数の建設工事において、実務経験を証明しようとする場合についても経験期間は重複して計算できない。

- ・「実務経験年数」の数は、1工事の契約期間のうち初月を除いた月数とする。ただし、記載例のように1年間を通しての経験で記載する場合は12月でカウントする。
- ・「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者と「証明者」の欄に記載された証明者が異なる場合をいい、「その理由」の欄には「令和 年 月事業主死亡のため」「令和 年 月会社解散のため」等と記載すること。

令和2年4月1日以降の申請においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード（レベル3、レベル4）の交付を受けている技能者は、経営事項審査において技術職員として評価されます。

	有資格区分コード	点数
レベル3技能者	703	2点
レベル4技能者	704	3点

【確認資料】

「能力評価（レベル判定）結果通知書」

（この結果通知書にはレベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です）

なお、結果通知書については能力評価実施機関にお問い合わせ下さい。

能力評価（レベル判定）結果通知書（見本）

### 能力評価（レベル判定）結果通知書

**技能者氏名** 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を**鉄筋**技能者**レベル3**として認定します。

【申請者氏名】	<b>建設 太郎</b>
【技能者ID】	<b>12345678901234</b>
【生年月日】	<b>〇〇年〇月〇日</b>
【職種(呼称)】	<b>鉄筋</b>
【評価年月日】	<b>2019年12月6日</b>
【評価結果】	<b>レベル3</b>

**2019年12月6日**  
**鉄筋**技能者能力評価実施機関



【レベル3 技能者及びレベル4 技能者で評価できる業種】

レベル判定された職種がどの業種として評価されるかは下の表でご確認ください。  
 複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

認定能力評価基準	建設業の種類
電気工事	電、通
橋梁	と、鋼
造園	園
コンクリート圧送	と
防水施工	防
トンネル	と、土
建設塗装	塗
左官	左
機械土工	と、土
海上起重	しゅ、土
PC	と、筋、土
鉄筋	筋
圧接	筋
型枠	大
配管	管
とび	と
切断穿孔	と
内装仕上	内
サッシ・カーテンウォール	具
エクステリア	と、石、タ
建築板金	屋、板
外壁仕上	左、塗、防
ダクト	管
保温保冷	絶
グラウト	と
冷凍空調	管
運動施設	と、園、舗、土
基礎ぐい	と
タイル張り	タ
道路標識・路面標示	と、塗
消防施設	消
建築大工	大
硝子工事	ガ
ALC	タ
土工	と、土

認定能力評価基準	建設業の種類
ウレタン断熱	絶
発破・破砕	と
建築測量	大
圧入	と
さく井	井
解体	解
計装工事	電、管、機、通

詳細は各能力評価実施機関へお問い合わせください。

# 特殊な経営事項審査の取扱い

## 1. 代替わり、法人成り

個人事業主が親族などへの事業承継（いわゆる「代替わり」）や個人事業主が法人を設立した場合（いわゆる「法人成り」）は、一定の条件を満たせば、経営事項審査の一部の項目について、承継することができます。

### 【承継できる項目】

平均利益額 完成工事高 営業年数 技術職員（審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係がある場合に限る）

自己資本額については承継できません

### 【承継の条件】

#### 個人事業主（被承継人） 個人事業主（承継人）【代替わり】

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。）から建設業の主たる部分を承継した者がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のすべてに該当するもの

被承継人が建設業を廃業すること

被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむを得ない場合を除く。）

承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

#### 個人事業主（被承継人） 法人（承継人）【法人成り】

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。）から事業の主たる部分を承継した者であって、次のすべてに該当するもの

被承継人が建設業を廃業すること

被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること

被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること

承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

### 【注意事項】

承継の可否は監理課建設業指導班にて判断しますので、事前にお問い合わせください。

要件を満たしている場合、完成工事高及び利益額については、法人設立日（又は個人開業日）から遡って、実績を按分計算する必要があります。また、営業年数については、被承継人の営業年数を承継することができます。

○経営状況については、承継の条件を満たした旨（監理課建設業指導班の確認後）を、登録経営状況分析機関に申し出て申請をしてください。

## 2. 合併、事業譲渡、会社分割

合併、事業譲渡、会社分割等においても一定の要件を満たせば実績の承継等ができますので、詳しくは監理課建設業指導班へお問い合わせください。

## 3. 承継認可（法第17条の2、第17条の3関係）の場合について

事業承継及び相続の認可を受けた場合、承継に（相続人）は、被承継人（被相続人）の経営事項審査結果についても、当然に承継することになります。

ただし、入札参加資格については、一定の要件を満たす場合（前記の代替わり及び法人成り）に限り、承継できます。

# 申請書様式

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)

2 0 0 0 1

## 経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者 \_\_\_\_\_

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	-
申請時番号	02	大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可( 特 - ) 第 号	許可年月日 年 月 日
前回の申請時番号	03	大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可( 特 - ) 第 号	許可年月日 年 月 日
審査基準日	04	令和 年 月 日	
申請等の区分	05		
処理の区分	06	資本金額又は出資総額	法人番号
資本金額又は出資総額	07	( 1.法人 ) 千円	
商号又は名称のフリガナ	08		
商号又は名称	09		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10		
代表者又は個人の氏名	11		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12		
主たる営業所の所在地	13		
郵便番号	14	電話番号	
許可を受けている建設業	15	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	( 1.一般 ) ( 2.特定 )
経営規模等評価対象建設業	16		

自己資本額  <sup>12</sup>   <sup>14</sup>     <sup>19</sup>   (千円)  (1.基準決算)  
 (2.2期平均)

基準決算	<input type="text"/>	(千円)
直前の 審査基準日	<input type="text"/>	(千円)

利益額 (2期平均)  <sup>12</sup>   <sup>14</sup>     <sup>19</sup>   (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益)  
 = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text"/> (千円)	営業利益 <input type="text"/> (千円)
減価償却 実施額 <input type="text"/> (千円)	減価償却 実施額 <input type="text"/> (千円)

技術職員数  <sup>12</sup>   <sup>14</sup>   (人)

登録経営状況  
分析機関番号  <sup>12</sup>   <sup>14</sup>

経営状況分析を受けた機関の名称

---

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めめる事項	再審査を求めめる理由

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

申請者 \_\_\_\_\_

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度 自 12 年 14 月 至 16 年 18 月 19 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月	審査対象事業年度 自 20 年 22 月 至 24 年 26 月 28 月 計算基準の区分 ( 1.2年平均 ) ( 2.3年平均 )
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 15 19 24 元請完成工事高(千円) 25 29 34	完成工事高(千円) 35 39 44 45 49 54 元請完成工事高(千円)
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2	完成工事高(千円) 15 19 24 元請完成工事高(千円) 25 29 34	完成工事高(千円) 35 39 44 45 49 54 元請完成工事高(千円)
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2	完成工事高(千円) 15 19 24 元請完成工事高(千円) 25 29 34	完成工事高(千円) 35 39 44 45 49 54 元請完成工事高(千円)
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 2	完成工事高(千円) 15 19 24 元請完成工事高(千円) 25 29 34	完成工事高(千円) 35 39 44 45 49 54 元請完成工事高(千円)
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 3 その他	12 14 19 22 24 29	32 34 39 42 44 49
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
3 4 合計	12 14 19 22 24 29	32 34 39 42 44 49
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 2. 無 )		

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.該当、2.非該当]

技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)
(人)	(人)	

新規若年技術職員の育成及び確保 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)
(人)	

CPD単位取得数 <sup>3</sup><sup>3</sup> <sup>5</sup><sup>5</sup><sup>10</sup> (単位)      技術者数 <sup>11</sup><sup>11</sup><sup>15</sup><sup>15</sup> (人)

技能レベル向上者数 <sup>3</sup><sup>3</sup> <sup>5</sup><sup>5</sup><sup>10</sup> (人)      技能者数 <sup>9</sup><sup>10</sup><sup>10</sup><sup>10</sup> (人)      控除対象者数 <sup>15</sup><sup>20</sup><sup>20</sup><sup>20</sup> (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 <sup>3</sup><sup>3</sup> 1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.'全ての建設工事で実施'に該当、2.'全ての公共工事で実施'に該当、3.非該当]

建設業の営業継続の状況

営業年数 <sup>3</sup><sup>5</sup> (年)

初めて許可 (登録) を受けた年月日	休業等期間	備考 (組織変更等)
令和 年 月 日	年 月 日	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

指示処分の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 <sup>3</sup><sup>5</sup><sup>5</sup><sup>5</sup> (人)

二級登録経理試験合格者等の数 <sup>3</sup><sup>5</sup><sup>5</sup><sup>5</sup> (人)

研究開発の状況

研究開発費 (2期平均) <sup>3</sup><sup>5</sup><sup>10</sup><sup>10</sup><sup>10</sup> (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
<input type="text" value=""/> <sup>10</sup> <input type="text" value=""/> <sup>10</sup> <input type="text" value=""/> <sup>10</sup> (千円)	<input type="text" value=""/> <sup>10</sup> <input type="text" value=""/> <sup>10</sup> <input type="text" value=""/> <sup>10</sup> (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 <sup>3</sup><sup>5</sup><sup>5</sup> (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 <sup>3</sup><sup>3</sup> [1.有、2.無] 83

技術職員名簿

頁 数 項 番 数 3 5 頁  
8 1

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード		有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード		有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
					3	5			10					
1			年 月 日		8	2								
2			年 月 日		8	2								
3			年 月 日		8	2								
4			年 月 日		8	2								
5			年 月 日		8	2								
6			年 月 日		8	2								
7			年 月 日		8	2								
8			年 月 日		8	2								
9			年 月 日		8	2								
10			年 月 日		8	2								
11			年 月 日		8	2								
12			年 月 日		8	2								
13			年 月 日		8	2								
14			年 月 日		8	2								
15			年 月 日		8	2								
16			年 月 日		8	2								
17			年 月 日		8	2								
18			年 月 日		8	2								
19			年 月 日		8	2								
20			年 月 日		8	2								
21			年 月 日		8	2								
22			年 月 日		8	2								
23			年 月 日		8	2								
24			年 月 日		8	2								
25			年 月 日		8	2								
26			年 月 日		8	2								
27			年 月 日		8	2								
28			年 月 日		8	2								
29			年 月 日		8	2								
30			年 月 日		8	2								

審査手数料印紙（証紙）又は払込領収書はり付け書

許可番号 第 号

申請者

---

審査手数料印紙（証紙）又は払込領収書はり付け欄

長崎県知事許可：長崎県収入証紙

（経営規模等評価申請及び総合評定値通知手数料）

申請業種数	金額（円）	申請業種数	金額（円）	申請業種数	金額（円）
1	11,000 円	11	36,000 円	21	61,000 円
2	13,500	12	38,500	22	63,500
3	16,000	13	41,000	23	66,000
4	18,500	14	43,500	24	68,500
5	21,000	15	46,000	25	71,000
6	23,500	16	48,500	26	73,500
7	26,000	17	51,000	27	76,000
8	28,500	18	53,500	28	78,500
9	31,000	19	56,000	29	81,000
10	33,500	20	58,500		

経営規模等評価のみを申請する場合は、上記手数料から <400円 + 1業種につき200円> を控除すること。



## ( 経営事項審査用 ) 審査手数料支払い申込書

### 申請者記入欄

#### 1. 申請者情報

- 商号・名称 「 \_\_\_\_\_ 」
- 建設業許可番号 「 \_\_\_\_\_ 」  
番号のみで可 例) 般 01 第 1234 号 1234 ( 新規は空欄 )
- F A X 番号 「 \_\_\_\_\_ 」

#### 2. 手続の区分 該当区分を で囲んでください。

- 申請 「経営規模等評価手数料・総合評定値通知手数料」  
入札参加資格申請をする場合は両方にをつけてください。

#### 3. 支払い方法 下記いずれかにチェックを入れてください。

- オンラインでの納付 ... 受付印押印後に本紙を送付します。
- 手数料納付書での納付 ... 本紙とともに納付書を送付します。
- 支払窓口(持参のみ)での納付 ... 本紙とともに手数料連絡票をお渡しします。

( 注意 ) キャッシュレス決済のみ

受付印押印後の本紙を受領後、行政庁記入欄に記載の金額を指定の方法で納付して下さい

### 行政庁記入欄

#### 4. 納付区分 ( 判定 )

- 手数料名称 「経営規模等評価手数料・総合評定値通知手数料」

#### 5. 納付額

- 納付額 「 \_\_\_\_\_ 円」

オンライン納付の場合は受付印押印後の本紙を添付し、該当箇所に以下のとおり入力してください。

- 希望業種数 「 \_\_\_\_\_ 」

入力後は上記納付額と表示金額が一致するか確認してください。

両面設定で印刷して下さい。

受付印



## 手数料納付済申出書

申請者名	
納付した手数料の内容	
領収証書から切り離れた<納付済証>を 貼付	納付書の控え右側の<納付済証 照合票> 又は、納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付

**(使用上の注意点)**

手数料を納付書又は手数料納付窓口で納付した場合に使用する用紙です。

納付書の上側の太枠内に申請者の「氏名(名称)」を記入ください。

**【手数料納付窓口で納付の場合】**

納付窓口で受け取った<利用明細書(レシート)>のうち1部を貼付

**【納付書で納付の場合】**

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証  
照合票>の2つを貼付

**【県処理欄】**

財務会計システムへの申請書等受付の登録

## 経営事項審査申請「チェックリスト」

審査の際、よく誤りがみられるポイントをまとめました。  
申請書の提出にあたっては、以下のポイントをすべてチェックしたうえで提出してください。  
(このチェックリストは提出不要です)

経営規模等評価申請書（様式第25号の14）	
	<p>申請書の様式は最新版のものですか。 (監理課建設業指導班ホームページ掲載の最新版様式を必ず確認してください) 申請書正本（提出用）と副本（業者控え）の記載内容は同じですか。 申請日は記入されていますか。 表題等の不要な箇所を二重線で消していますか。 例：(「<del>経営規模等評価再審査申立書</del>」「<del>建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。</del>」「<del>地方整備局長</del>」「<del>北海道開発局長</del>」)</p>
申請者欄	所在地、会社名（個人の場合は屋号）、代表者名の3点が記入されていますか。
項番02	大臣・知事コードは「42」となっていますか。 許可年月日が複数ある場合、申請時点で有効な最も古いものが記入されていますか。
項番03	空欄となっていますか。（大臣許可からの許可換え等特殊な場合を除き空欄、許可の更新により年度が変わる場合も記入不要）
項番04	審査基準日は、直近の決算日（設立時経審等、特殊の場合を除く）を「年」も含め正しく記入されていますか。
項番05	申請等の区分コード表の分類に従い、該当するコードを記入されていますか。 (原則「1」を記入)
項番06	処理の区分の左側：処理の区分コード表の分類に従い、該当するコードを記入されていますか。（通常はコード「00」を記入）
項番07	法人又は個人の別に、「1」または「2」が適切に記入されていますか。 資本金額等が、経営状況分析結果通知書の資本金の額と一致していますか。（個人の場合は空欄） 法人の場合、法人番号は正確に記入されていますか。（法人番号は、国税庁が法人ごとに指定した13桁の番号）
項番08	「カブ」「ユウ」等の法人の略号を記入していませんか。 濁点・半濁点は「カ」や「ブ」のように同一のマスのマスに記入されていますか。 商号中の中点「・」は記入していませんか。
項番09	法人の略号は、( )もそれぞれ1文字ずつ記入されていますか。
項番11	代表者の姓と名の間は、スペースを1マス空けて記入されていますか。
項番12	市区町村コードは正確に記入されていますか。
項番13	誤って市町村名が記入されていませんか。（市町村名は記入不要です） 「丁目」「番」「号」及び「番地」については、「-（ハイフン）」を用いて正しく記入されていますか。（例：3-10-15）
項番08～ 項番14	商号又は名称、代表者、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合は、届け出した変更内容と一致していますか。
項番15	「許可を受けている建設業」は、申請日現在のもの、「1」（一般建設業）または「2」（特定建設業）が記入されていますか。（業種追加又は廃業している業種に注意してください）
項番16	受審するすべての業種に、「9」が記入されていますか。 「経営規模等評価等対象建設業」と別紙「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の項番32（工事の種類）は一致していますか。 完成工事高の業種間積み上げをする場合に、積み上げ元の業種に「9」が記入されていませんか。

項番 1 7	<p>審査対象のマスに、「1」(基準決算)または「2」(2期平均)が適切に記入されていますか。</p> <p>基準決算の場合は項番 1 7の数値が、2期平均の場合は右側の「基準決算」欄の数値が、経営状況分析結果通知書の「自己資本」と一致していますか。</p> <p>審査対象で2期平均を選択している場合は、右側の「直前の審査基準日」欄も記入されていますか。</p> <p>2期平均は正しく計算されていますか。(千円未満の端数は切り捨て)</p>
項番 1 8	<p>右側の4つの数値(営業利益・減価償却実施額)が、経営状況分析結果通知書の「参考値」と一致していますか。(決算期変更、法人成り等特殊な場合を除く)</p> <p>2期平均は正しく計算されていますか。(千円未満の端数は切り捨て)</p>
項番 1 9	<p>技術職員数と、別紙 2「技術職員名簿」の記載人数は一致していますか。</p>
連絡先欄	<p>申請書を作成した者で、申請内容に係る質問等に答えることができる者が記入されていますか。</p>
<b>工事種類別完成工事高(別紙 1)</b>	
項番 3 1	<p>計算基準の区分で選択した「2年平均」「3年平均」と、2か所の「自 年 月 至 年 月」欄の期間が一致していますか。(各期間の始期、終期を正しく記載していますか)</p> <p>計算基準の区分は、2年平均の場合「1」、3年平均の場合「2」が正しく記入されていますか。</p>
項番 3 2	<p>保守点検、委託業務等の建設工事以外の売上有る場合、完成工事高からすべて除外されていますか。</p> <p>申請業種が 土木一式、 とび・土工・コンクリート、 鋼構造物工事の場合、それぞれの内訳工事(プレストレストコンクリート構造物、法面処理、鋼橋上部)が記入されていますか。(内訳工事の実績がない場合も完成工事高に「0」の記入が必要です)</p> <p>「直前3年の各事業年度における工事施工金額」及び「工事経歴書」に記載したそれぞれの業種ごとの完成工事高合計及び元請完成工事高合計と、この用紙に記入されたそれぞれの業種ごとの完成工事高合計及び元請完成工事高合計とは、すべて一致していますか。</p> <p>経営規模等評価等対象建設業(項番 1 6)に「9」を入れた業種は、すべて記入されていますか。(完成工事高が0の業種もすべて記入します)</p> <p>完成工事高の業種間積み上げを行った場合、「工事種類別完成工事高付表(別記様式第1号)」が添付されていますか。</p> <p>3年平均は正しく計算されていますか。(千円未満の端数は切り捨てる)</p>
項番 3 3	<p>その他工事には、委託業務等の売上は入っていませんか。</p> <p>用紙が2枚以上になる場合は、最後の用紙のみに記入していますか。</p> <p>実績がない場合、「0」の記入がされていますか。</p>
項番 3 4	<p>用紙が2枚以上になる場合は、最後の用紙のみに記入していますか。</p> <p>内訳業種である、プレストレストコンクリート構造物、法面処理、鋼橋上部の3つの完成工事高を合計に含んでいませんか。</p> <p>完成工事高の合計額は、決算変更届出書中の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計額及び「損益計算書」における完成工事高と一致していますか。</p>
<b>その他の審査項目(別紙 3)</b>	
項番 4 1 ~ 項番 4 3	<p>「適用除外」の場合は、法定の根拠をしっかりと把握したうえで記入されていますか。</p>
項番 4 4	<p>「有」の場合、建退共から履行証明書の交付を受けていますか。</p>
項番 4 5	<p>就業規則(退職金規程)による場合は、退職金の定めが最新版の就業規則(退職金規程)に適切に記載されていますか。(審査基準日時点で有効な退職金規程でないと認められません)</p>

項番 4 6	保険証券に、業務災害と通勤災害、障害等級 1～7 級、下請負人、のすべてを保障の対象としていることが明記されていることを確認したうえで、「有」と記入されていますか。
項番 4 7～ 項番 4 8	右側の表も記入されていますか。(0 の場合も記入してください) 右側に記載された「技術職員数(A)」「若年技術職員数(B)」「(35歳未満の者)」「新規若年技術職員数(C)」「(35歳未満かつ新規掲載者の者)」の人数は、技術職員名簿と一致していますか。 右側の若年技術職員の割合(B/A)及び新規若年技術職員の割合(C/A)は、正しく計算されていますか。(少数第2位以下の端数は切り捨て)
項番 4 9～ 項番 5 0	長崎県独自様式 CPD取得単位数等計算表は作成していますか。 (CPD単位取得数が「0」の場合は、提出しなくとも可とします。) 長崎県独自様式 技能レベル向上者数計算表は作成していますか。 (技能レベル向上者数が「0」の場合は、提出しなくとも可とします。)
項番 5 1	「1」「2」「3」「4」の場合、えるぼし認定を受けていますか。
項番 5 2	「1」「2」「3」の場合、くるみん認定を受けていますか。
項番 5 3	「1」の場合、コースエール認定を受けていますか。
項番 5 4	「1」「2」の場合、様式 6 号を添付していますか。
項番 5 5	「初めて許可(登録)を受けた年月日」の欄が記入されていますか。また、休業等(許可が切れた期間等)がある場合、適切に期間が記入されていますか。 営業年数は、初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの年数が正しく記入されていますか。(申請日時点の営業年数ではありません)
項番 6 0～ 項番 6 1	公認会計士等及び二級登録経理試験合格者等について、常勤の職員以外の者が計上されていませんか。
<b>技術職員名簿(別紙 2)</b>	
項番 8 1	頁数は記入されていますか。(1枚であっても「001」と記入が必要です)
項番 8 2	審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者について記入していますか。 前回の申請書に載っていない者については、「新規掲載者」欄に が付いていますか。 「業種コード」は、業種別技術職員コード表に記載された選択可能な業種の番号(2ケタ)が正しく記入されていますか。 「有資格区分コード」には、「業種コード」に対応した有資格区分コードの番号(3ケタ)が正しく記入されていますか。 1人の技術職員で、同じ業種コードが2回記入されていませんか。(同じ業種コードは記入できません) 年齢は、審査基準日時点の年齢を正しく記入されていますか。(申請日時点の年齢ではありません) 経営規模等評価等対象建設業(項番 1 6)と関係のない業種、資格が記入されていませんか。 「講習受講」欄は、すべての技術職員について、「1」または「2」が記入されていますか。 業種コード、有資格区分コード、講習受講の 6 マスで 1 区分となっていますが、6 マスすべてに数字が入っていますか。(1人で2業種選択する場合は、1 2 マスに数字が入ります) 「講習受講」欄が「1」の場合、「監理技術者資格者証交付番号」欄は適切に記入されていますか。(監理技術者資格者証を保有していない場合は空欄)
<b>手数料証紙貼り付け書</b>	
	受審業種数の対応額の長崎県収入証紙が適切に貼付されていますか。(収入印紙ではありません) R7.3.31 まで

業種区分は建設業法どおりに仕分けされ、当該業種の工事経歴書に適切に記入されていますか。

土木一式・建築一式工事に専門工事が計上されていませんか。（個別の専門工事として施工が可能な工事は、一式工事ではなく専門工事に該当します）

土木一式・建築一式工事に小規模な工事が計上されていませんか。（一式工事は「大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な工事」とも定義されているので、小規模な工事については認められません）

様式上部の「税込・税抜」の欄に、「 」が記入されていますか。

請負代金の額は、審査基準期間が課税業者の場合は税抜で、免税業者の場合は税込で記入されていますか。

工事名は、契約書（注文書）どおりに正しく記入されていますか。また、個人名はアルファベットで記入されていますか。

複数の異なる工事（契約書）が、一つにまとめて記入されていませんか。（追加工事契約については当初契約とまとめて計上します）

一つの工事を、複数の異なる業種に分けて計上されていませんか。（複数の業種に係る工事は、原則ウエイトの高い業種の区分に計上します）

工事は請負代金の大きい順に記入されていますか。（契約書を取り交わさなかった等の理由で、代わりに額の小さい工事を記載することはできません）

工事経歴書に記載以外の部分（合計と小計の差額）に、当該業種以外の建設工事や委託業務等が含まれていませんか。

工事件数（合計件数）は合っていますか。（工事台帳や作業日報等と一致していますか）

「工事現場のある都道府県名及び市区町村名」欄には、「都道府県」と「市区町村」の両方が記入されていますか。

「主任技術者」または「監理技術者」欄のいずれか一方に、「レ点」が適切に記入されていますか。

営業所の専任技術者が配置技術者となっていないですか。（工事現場に専任を要する配置技術者や、遠方の工事現場の配置技術者との兼任はできません）

保守点検や草刈り、委託業務などの兼業事業が、建設工事の完成工事高に計上されていませんか。

## その他

問い合わせ先など

### (1)お問い合わせ先

土木部監理課 建設業指導班	〒850-8570 長崎市尾上町3 - 1 電 話 : 095-894-3015 F A X : 095-894-3460
---------------	---

### (2)納付方法

県収入証紙の廃止に伴い支払い方法が変わりました。詳しくは以下をご参照ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochikensetsugyo/kensetsu/keisin/693623.html>